

第51回

埼玉県消費者大会

大会スローガン

平和で安心してくらすせる社会のために、行動する消費者になろう



第51回大会記念講演 樋口恵子さん



昨年の消費者大会の様子

日 時	2015年9月25日(金)	全体会 10:30~12:30
		分科会 13:30~15:30
会 場	埼玉会館 大ホール・小ホール・会議室	
主 催	第51回埼玉県消費者大会実行委員会	
後 援	埼玉県	

第 51 回埼玉県消費者大会実行委員会参加団体名簿

【大会役員】

実行委員長 廣田美子 (さいたま市消費者団体連絡会代表)
 副実行委員長 川上豊子 (埼玉母親大会連絡会事務局長)
 事務局長 岩岡宏保 (埼玉県消費者団体連絡会事務局長)

団体名	代表者名
埼玉県地域婦人会連合会	柿沼トミ子
新日本婦人の会埼玉県本部	加藤ユリ
埼玉県生活協同組合連合会	岩岡宏保
埼玉母親大会連絡会	美口千枝子
埼玉公団住宅自治会協議会	佐藤利彦
さいたま市消費者団体連絡会	廣田美子
コーペル	奈良原ノブ子
生活協同組合コープみらい	新井ちとせ
生活協同組合パルシステム埼玉	田原けい子
医療生協さいたま生活協同組合	雪田慎二
さいたま住宅生活協同組合	後藤晴雄
埼玉県労働者共済生活協同組合 (全労済)	横田行秀
J A 埼玉県女性組織協議会	見川せつ子
埼玉県農民運動連合会	立石昌義
適格消費者団体 N P O 法人埼玉消費者被害をなくす会	池本誠司
埼玉県消費生活コンサルタントの会	山下則子
春日部市くらしの会	齋藤恂子
加須市くらしの会	杉沢正子
久喜市くらしの会	宮内智
志木市くらしの会	木下里美
白岡市くらしの会	川嶋ヒロ子
越谷市消費生活研究会	中村千代子
所沢市消費者団体連絡会	河村フクエ
埼玉県西部地区消費者団体活動推進世話人会	星川一恵
桶川市くらしの会	藤本悦子

も く じ	大会プログラム	1	分科会プログラム	12
	大会スローガンと基調報告	2	実行委員会参加団体紹介	14
	埼玉県への要請書 (案)	6	資料	23
	記念講演 講師紹介	11		

大会プログラム（全体会）

開場：10時00分 開会：10時30分 閉会：12時30分

1. 開会（司会）

鈴木照子さん （埼玉公団住宅自治会協議会）

田村春枝さん （桶川市くらしの会）

2. オープニング

平和を考える朗読 齊藤とも子 さん

3. 実行委員会団体紹介

4. 主催者挨拶

廣田美子 実行委員長

5. 来賓挨拶

塩川 修 埼玉県副知事

6. 基調報告、埼玉県への要請

岩岡宏保 事務局長

7. 記念講演

『一步ふみだせば、何かが変わる』 樋口恵子さん（評論家）

お願い：講演中の録音、写真・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

8. 大会アピール採択

浅野好美さん （医療生協さいたま）

9. 閉会

会場内では携帯電話の電源はお切りください。開演中の飲食はご遠慮ください。
場内で記録用の写真撮影をしております。

大会スローガンと基調報告

スローガン「平和で安心してくらせる社会のために、行動する消費者になろう」

一人ひとりの消費者の力は小さいけれども、「私たちのいのちとくらはは、私たちの手で守ろう」という意思を束ねた消費者運動は、社会を変える力になり、消費者の権利を擁護する法制度の実現などに役割を発揮してきました。憲法にうたわれている①国民主権、②平和主義、③基本的人権の尊重などを大切にする「憲法を活かす」取り組みです。

憲法が保障する国民の基本的人権は、国から無用な干渉を受けない権利＝自由権と、個人の尊厳を確保するために国が積極的な施策を講ずべき権利＝社会権があり、消費者の権利は、政府が積極的な責務を負う「社会権」です。憲法 12 条には「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを確保しなければならない」と謳われています。

食の安全、消費者被害の防止、平和などの消費者・生活者としてふだんの暮らしに関わることについて、一人ひとりが、自ら出来る手段や方法で行動を起こしていくことが求められています。特に、消費者の権利については国にきちんとやらせること、また、憲法 12 条に照らすと、今日的には憲法 9 条や集団的自衛権については重要性が増しています。

1. 平和でなければ、ふだんの暮らしも消費者の権利も成り立ちません。

- (1) 昨年 7 月 1 日の集団的自衛権行使容認の閣議決定などのこの間の一連の動きは、憲法 9 条の解釈の限度を超える実質的な憲法改定に等しい行為です。政府による解釈変更や憲法よりも下位規範である国会の法律により変更することは、国家権力を拘束するという立憲主義に反するものであり、憲法の最高法規性を踏みにじるものと考えます。
- (2) 北大西洋条約機構 (NATO) が集団的自衛権を発動して開始したアフガン戦争では、イギリス 453 人、カナダ 158 人など各国で多くの犠牲者を出しています。日本は、サンフランシスコ講和条約以降、日本国憲法の下で、戦争で一人も殺し殺されていません。この日本の状況を世界の常識にしていくことが求められていると強く感じています。
- (3) 現在、国会では、他国軍を後方支援する「国際平和支援法案」と自衛隊法など既存の 10 の法律を一括して改定する「平和安全法整備法案」と言う 2 つの「戦争法案」が審議されています。衆議院憲法審査会で 3 人の憲法学者全員が、現在、審議中の安保法制を「違憲」と発言しています。国会周辺や各地で反対の集会などが開かれています。消費者として学習を深め、行動することが求められているのではないのでしょうか。
- (4) 2015 年 NPT 再検討会議が開催され、残念ながら最終文書は採択されずに終了しました。しかし、核軍縮を担当する第 1 委員会議長の最終文書草案が、核兵器禁止条約などによる期限を切った核兵器の廃絶に初めて言及したこと、核兵器の非人道性を告発しその使用禁止と廃絶を訴える声明が 159 カ国の賛同で発表されたこと、オーストリア政府が主導した核兵器を禁止する法的措置を求める「人道の誓い」への賛同は 107 カ国にまで広がったことの 3 点は、核兵器廃絶が全体の潮流になっている現れと言えます。

2. 私たちが長期に取り組んでいる消費者運動の成果として法整備などが進んでいます。

- (1) 戦後 1940 年代は食料の確保やヤミ物価の撲滅、1950 年代は「不良品追放運動」、1960 年代は「ニセ牛缶事件」「サリドマイド事件」「カネミ油症事件」など食品への有害物質の混入や欠陥商品による消費者被害、1970 年代に入ると「マルチ商法」、1980 年代は「サラ金被害」「豊田商事事件」などが社会問題化しました。
- (2) そのような中、消費者の取り組みもあり、1962 年に「景品表示法」や「家庭用品品質表示法」が制定されました。1968 年に「消費者保護基本法」が制定され、日本の消費者政策の基本理念が定められました。1969 年の地方自治法改正で「消費者保護」が地

方の事務として規定されました。

- (3) 消費者と事業者との間の情報量、交渉力の格差を考慮した民事ルールの整備が進み、1994年に「製造物責任法」、2000年に「消費者契約法」などが制定されました。その後、2003年「食品安全基本法」、2004年「消費者基本法」、消費者の権利の明記、消費者庁や消費者委員会の設置など、消費者運動は大きな成果を生んできています。
- (4) 埼玉県内の消費生活相談窓口は整備されてきていますが、あっせん率は市町村によって数%から20%台までのばらつきがあり、改善が求められています。特殊詐欺は2014年度被害件数は1254件（前年比158%）、被害金額42億5000万円超え（同156%）と増加傾向（被害金額は過去最多）にあります。

3. 食の安全・安心は、引き続き、消費者の大切な願いです。

- (1) 現在、世界の人口は73億人、2050年に93億人の見込みです。一方、国内の耕地面積は1961年の609万ヘクタールから2014年に452万ヘクタールに、農業就業人口は、2000年の約390万人から2014年の約227万人へと減少しています。食料自給率は、カロリーベースで現状39%、目標は50%から45%に引き下げられ、食の安全・安心面の「量の確保」に不安を感じます。一方、「食品ロス」は大きな社会問題であり、フードバンクなどの取り組みもより一層、求められています。
- (2) また、農地は降雨などが地下水になることを助け、土地の浸食や洪水を防ぐなど重要な公益的機能を果たしています。農業所得に占める政府支出の割合は、日本15.6%、フランス90.2%、イギリス95.2%、スイス94.5%などで、日本は少なすぎる状態です。
- (3) 4月からは、食品衛生法・JAS法・健康増進法の3つを一元化し、新しく食品表示法がスタートしました。新たに始まった機能性表示食品の制度については、消費者団体などからは、国内外の公的機関の安全性や機能性に関して評価の情報提供、食経験の判断基準の明確化、消費者向けの新制度の説明会の開催、消費者が苦情を申し立てたり相談したりできる「窓口」の設置など、心配も含めた意見要望が出されています。また、食育の視点を入れた消費者としての取り組みも積極的に展開していきましょう。
- (4) 環太平洋経済連携協定（TPP）は、埼玉消団連としては「農林水産業を破壊するTPPへの交渉参加に反対します（2010.11.12.）」と反対を表明しています。政府は「コメなど重要5項目の関税撤廃対象の除外などを求める国会決議」などに立ち返るべきと考えます。なお、アメリカ国内では、国民の利益にならず、ごく一握りの巨大資本の利益追求にしかならないという批判も出ています。また、今後10年での農業所得の倍増や農協改革なども議論されており、消費者にとっても関心を高める必要があります。

4. 安心してらせる社会を創っていくためには、安定した雇用＝だれもが安心して働き続けられることが前提と考えます。しかし、標準世帯と正規雇用の前提が変化中、セーフティーネットのあり方が大きく変わってきています。引き続き、「賢い消費者」であるために学習などを強めていきましょう。

- (1) 2000年に26%だった非正規雇用者の割合は、総務省が2014年12月26日発表した11月の労働力調査によると、前年同月に比べ48万人増えて2012万人（38.0%）に、非正規割合を男女ともに割合は上昇し、男性21.8%、女性56.7%となっています。また、働いてもまともな生活ができない低賃金の「ワーキングプア」が約1026万人。さらに「ブラック企業」や「残業代ゼロの制度」など新たな問題も加わってきています。
- (2) 資本金10億円以上の企業が保有する内部留保（連結ベース）は142兆円（1997年）から285兆円（2012年）へと2倍に増え、同時期の労働者の平均賃金は、1997年の37.2万円をピークに下がり続け、2014年には31.7万円まで下落（約15%減少）しています。格差が拡大し、消費者・県民にとって生活はきびしさを増しています。いわゆるトリクル・ダウンは今後も期待できないと考えます。

5. 日本の公教育支出の水準は OECD 各国の中で最低水準です。教育の無償化を進めるなど、だれもが平等に教育を受けられる仕組みづくりが大切と考えます。また、貧困の連鎖を断ち切ることが求められています。消費者団体としても取り組みを強めましょう。

- (1) 2009 年度（各国は 2009 年）の国と地方の総財政支出のうち、教育機関などへの支出額が占める割合は、日本が 8.9%で、調査結果がある 32 ヶ国中最下位（平均 13.0%）となっています。また、教育機関への公的支出の対 GDP 比（2010 年：OECD）は、日本は 3.6%であり、デンマーク 7.6%、ノルウェー 7.5%、などに比べ低い状況です。少子化・子育て・教育などへの社会的給付を高めていくことが求められています。
- (2) 教員の忙しさも問題です。経済協力開発機構（OECD）の調査では、日本の教員の 1 週間当たりの勤務時間は、調査に参加した 34 カ国・地域の教員の平均 38.3 時間を大幅に上回る 53.9 時間でトップです。
- (3) 相対的貧困率は 1985 年には 12%でしたが、ほぼ年々増加し、2009 年には 16%になっています。子どもの貧困率も 10.9%から 16.3%（厚生労働省「2013 年国民生活基礎調査」）に増加し、格差は拡大しています。一人親世帯での貧困率は 50.8%となっています。生活保護世帯の高校等進学率は 89.9%（全体 98.4%）と低く、中退率は 5.3%（全国 1.5%）と高くなっています。また、中学卒離職率（一年目）は 43.0%と大卒の 3.3 倍、高卒の 2.2 倍です。世代を超えた「貧困の連鎖」は 25%となっています。
- (4) 返還不要の給付制奨学金がないのは経済協力開発機構（OECD）の中では、日本とアイルランドだけです。奨学金の最高月額 12 万円（4 年間、有利子 3%）を借りると、総額 775 万 1445 円の返済が必要になります。
- (5) 埼玉県内では「貧困の連鎖を断ち切る」ために生活保護世帯の子どもへの教育支援がボランティア活動として取り組まれ、教室参加者の高校進学率が 97.8%と 10%以上改善されています。さらに新たな 5 年目標も提案されています。消費者団体としても事例に学びましょう。

6. 「社会保障充実のための消費税増税」のはずでしたが、「医療・介護総合推進法」の成立に見られるように、医療・介護などの分野で格差への不安が増す内容と言わざるを得ません。埼玉県政世論調査では、高齢者福祉・医療・子育てが要望の上位を占めています。消費者として意見を発信するとともに、消費者市民社会をめざして、消費者課題の推移や地域での「見守りネットワーク」などにも力を注いでいきましょう。

- (1) 「社会保障・税一体改革」の下で、消費税が 5%から 8%へ増税されました。1989 年度から 2014 年度まで 25 年間で支払った消費税は 282 兆円、一人当たり約 224 万円。同じ時期に法人 3 税の減収の累計は 255 兆円。消費税が法人税減収の穴埋めに使われたことになるとも言えます。株主配当は 3.0 兆円から 10.6 兆円。法人税負担率は 43.7%から 27.7%となっており、さらに下げる議論がされています。
- (2) 埼玉県は全国でいちばん急速に高齢化が進む県です。昨年 6 月に「医療・介護総合推進法」が成立し、病院の機能を細分化し、急性期から慢性期・在宅への流れ、そして「自宅での死の覚悟」が含まれたものと言えます。介護保険は、要支援 1・2 に認定されても介護保険サービスを受けることができないなど、介護費削減を進めようとしています。また、今年 5 月に成立した「医療保険制度関連法」は国民健康保険の都道府県化や「患者申出療養」の創設で、保険料の格差や治療内容の自己責任を盛り込む混合診療に門戸を開き、いのちの格差拡大になりかねないとの懸念が広がっています。
- (3) 子育て支援の視点からは、認定こども園などの「子ども・子育て新システム」や子ども医療補助（埼玉県は就学前＋市町村で 15 歳などへ上乘せ）などが大きな関心ごとです。
- (4) 年金・医療等の社会保険の企業負担（事業主負担）の対 GDP 比は、日本は 5%強、EU15 ヶ国の平均は 10%強です。日本の企業負担率を単純にヨーロッパ並みに引き上げると、消費税率換算でおおよそ税率 10%分の 25 兆円ほどの財源が確保できます。
- (5) 全国の消費生活センターに寄せられる相談件数は、2007 年度からの 5 年間で 2 割以上

減りましたが、65歳以上に限ると3割以上増えました(この年代の人口増加は約1割)。

- (6) 2012年国会で「消費者教育推進法」が成立し「消費者教育推進協議会を組織する」が謳われています。また、2014年国会では消費者安全法が一部改正されました。改正内容には、地方公共団体による「消費者安全確保地域協議会」の設置や、地域で活動する「消費生活協力員」「消費生活協力団体」の育成・確保が盛り込まれています。地域での見守りネットワーク構築に消費者団体としても役割を發揮していきましょう。
- (7) 約125万件の年金個人情報流出問題が発生しました。マイナンバー制度は国民の理解不足が指摘されています。スケジュールを含め慎重な取り扱いが必要です。

7. 東日本大震災と東京電力福島第一原発事故の復興支援、県内での取り組みを継続していきましょう。また、多くの国民の願いである原発のない社会をめざしましょう。

- (1) 東日本大震災からの復興は引き続き長い時間がかかります。埼玉県内には約5600人が避難されています。2014年12月の全国の避難者数は約23万人、原発事故のあった福島県では約12万人で、災害公営住宅の整備も大幅に遅れており、多くの避難者は仮設住宅などでの生活を強いられています。また、避難者へのアンケートからは、2カ所以上に分かれて暮らす家族は48.9%でした。避難所の終了などの状況の中、「炊き出し」から「サロンと見守り」「周辺地域での取り組み」などと変化しています。消費者として「忘れない」を大切に継続していきましょう。
- (2) 原子力発電所から出る使用済み核燃料(核のゴミ)は、国内の各原発のプールのほか、再処理工場(青森県六ヶ所村)のプールに大量にあります。国内外の分も合わせると、製造直後に人が近づくと20秒で死亡するほど強い放射線を放つ危険なガラス固化体は約2万5000本になります。放射能が比較的安全な水準に下がるまでの10万年近くの期間を安全に保管できる場所が国内にあるのでしょうか。「再稼働」や「原発輸出」などには、多くの反対や疑問の声が上がっています。
- (3) 福島第一原子力発電所の事故が収束しない中で、原子力は「重要なベースロード電源と位置付ける」、2030年の電力構成の議論では原発20~22%、再生エネ22~24%などと、「原発をなくしていく」という世論に反した動きが強まっています。

8. 地球温暖化は深刻さを増しています。消費者として、省エネルギー・再生可能エネルギーを一層、進めていきましょう。

- (1) 国連の気候変動に関する政府間パネルは、第5次評価報告書で、気温上昇2度未満への抑制には2050年に2010年比で排出を40~70%削減、21世紀末にはほぼゼロにする必要があると指摘しました。いま、各国は2015年末にパリで開かれる国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議(COP21)で、2020年以降の温暖化対策の新枠組みへの合意を目指しています。欧州連合(EU)はすでに2030年までに40%削減(1990年比)、アメリカも2025年に26~28%削減(2005年比)の目標です。中国も2030年までにはCO2の排出量をピークにする目標を示しています。そのような中、日本の目標は1990年比に換算すると18%削減と残念ながら低い目標となっています。
- (2) 2016年度に電力の小売全面自由化が予定されています。選択するには、電力の種類の表示として、①発電方法・発電種類(発電構成)、②排出した二酸化炭素の量、③放射性廃棄物の量など、また、電気料金の費用内訳の表示として、①託送料金、②使用済み燃料再処理等引当金等の原発関連費用など、消費者が十分な情報を得ることが必要であると思います。
- (3) 埼玉県では、再生可能エネルギーを中心とした創エネと徹底した省エネによりエネルギーの地産地消を具体的に進めるモデルとして「埼玉エコタウンプロジェクト」などが進められています。電力、エネルギーの制度や状況が大きく変化していく中、消費者として省エネルギー・再生可能エネルギーを促進していきましょう。

以上

要 請 書 (案)

私たちは、春に 25 の県域・地域の消費者団体で実行委員会を発足させ、本日「平和で安心してらせる社会のために 行動する消費者になろう」をスローガンに掲げ、第 51 回埼玉県消費者大会を開催致しました。埼玉県からは、ご支援ご協力を賜り感謝申し上げます。

東日本大震災と東京電力福島第一原発事故から 4 年半以上が経過していますが、復旧・復興にはさらに長い年月が必要です。これからも、被災者支援、被災地の復旧・復興に役割を果たしていく所存です。

将来的に「原発のない社会をめざす」ことが国民の意思です。省エネに取り組み、再生可能エネルギーを拡充し、すみやかに原発を廃炉にしていく行程の明確化が求められます。

世界的には、地球温暖化、人口増加と食料問題などがあり、日本では、高齢化、貧困化、格差拡大などがさらにすすみ、経済や社会の仕組みの大転換が求められているとも言えます。

現在の安倍政権の下で進められている集団的自衛権行使などについては、まだまだ、国民的議論が不足しています。

知事には、今まで以上に現場に足を運んでいただき、私たち消費者の願いを受けとめ、県の行政施策に反映されるとともに国や市町村行政に働きかけて頂きたく、第 51 回消費者大会の討議に基づき以下のように、政府や県などの行政への要望事項を取りまとめました。

記

1. 再生可能エネルギー・原発と放射能問題・環境について
 - (1) この間の 2030 年の電源構成の政府決定や電気事業法の改定など、エネルギーや電気について大きく状況が変化しています。ポイントをわかりやすく県民に知らせるとともに、今後の埼玉県としての再生可能エネルギーの拡大など施策の充実を期待します。
 - (2) それに伴って、県内で再生可能エネルギーでの発電事業を行っている企業や団体、家庭での太陽光発電などに対して助成金などのサポートを含めた支援を拡充してください。また、産業廃棄物系バイオマスのガス化技術、バイオマスの農業生産者の導入など、民間とも連携した研究などを進めてください。
 - (3) 国内での原発の再稼働や新規建設、原発の輸出については、もっと慎重になるべきです。「すみやかに原発のない社会を実現する」ように、国への働きかけなどを強めてください。
 - (4) 土壌・水や食料品の放射能汚染について、必要な検査を実施し、県民に知らせる万全の体制を継続して下さい。あわせて、内部被曝や食品の安全基準など放射能汚染についての専門的知見の蓄積や学者の育成を要請します。
 - (5) 2015 年 12 月の COP21 では国際社会は新しい温暖化対策の枠組みについて合意しようと

しています。埼玉県においても、様々な地球温暖化防止の施策がおこなわれており、先進的な動きをつくってきていますが、再生可能エネルギーの普及の実態など、県内の到達状況について知らせてください。また、森林や土地利用による温室効果ガスの吸収の対策も必要です。宅地化やまちづくりを行う際の検討項目としてください。

- (6) 温室効果ガス排出量取引制度、レジ袋の有料化、コンビニなどの深夜営業の見直しなど事業者の温室効果ガスの排出対策を一層強化されることを求めます。
- (7) 埼玉県民のより一層の3R（リデュース＝減らす、リユース＝繰り返し使う、リサイクル＝再資源化する）を推進してください。

2. くらし・医療・介護・福祉について

- (1) 医療介護総合推進法が成立し、今後の医療と介護が大きく変化しようとしています。消費者・県民にとっての変更点をわかりやすく伝えるとともに、今までのサービスレベルが後退することのないようにして下さい。
 - ① 介護保険制度改定に伴い、要支援1・2の高齢者の支援を各市町村で担うことになりました。市町村の財源や体制により、格差が生まれることは好ましくありません。市町村の移行状況、サービス内容、利用料金などを県として調査・把握に取り組んでください。その上で、市町村行政間での情報交換や調整を行える体制を整えてください。
 - ② 介護保険料の引き下げを要望します。また、要支援者に対し「特別な理由」が無くても従来のサービスが受けられるとともにサービスの給付は切り下げではなく充実させることを要望します。
 - ③ 今後の県内の急速な高齢化に合わせた、介護サービス従事者の担い手を確保してください。そのために埼玉県が独自に取り組んでいる「介護職員しっかり応援プロジェクトチーム」による3つの具体的取り組み、「埼玉なら介護を一生の仕事にできます」をキャッチフレーズに取り組んでいる4つの事業の到達点や今後の展開について、県民に知らせてください。
 - ④ 一般の人々も高齢者や認知症患者への接し方を知り、地域を支えていくことが必要になっています。10年後20年後の社会を見据えて、小中学生の教育の一環として、介護や認知症に関する学習会開催等を検討してください。
 - ⑤ 引き続き、認知症サポーター養成講座を市町村が実施しやすいように、県からの支援を強めてください。
- (2) 介護保険制度改定や子ども・子育て支援新制度成立に伴い、くらしの支えあい、助け合いは、地域の中で重要な役割を果たすと考えます。元気なシニア層の活躍が期待されます。地域コミュニティの中で活躍できる場を作ってください。
- (3) 現在進めようとしている「社会保障の充実」は不十分です。県が主体的に独自政策として年金・医療・介護の社会保障制度の抜本的改革を要望します。
 - ① 憲法25条を順守し65歳以上のすべての高齢者に最低保障がされる年金制度を要望します。
 - ② 生活扶助額の切り下げ、医療扶助の一部本人負担や住宅扶助基準引き下げなど生活保護制度の改悪に県として反対を表明し国への働きかけと県独自で改善の施策を持ち

各自治体への支援を具体化してください。

- ③ 後期高齢者医療制度の廃止と 75 歳以上の医療費無料化を要望します。また、70～74 歳の医療費の窓口負担は、1 割のままで据え置きにしてください。
- ④ 国の財政負担を増やし、健康保険料と医療費の窓口負担を引き下げてください。
- (4) 埼玉県は、急速に高齢化がすすんでいます。また、小児医療体制の縮小が懸念されています。医師や看護師など、医療従事者の確保と育成をさらに進めてください。
- (5) 埼玉県小児医療センターの移転がすすめられています。移転によって現在の所在地・その周辺の自治体住民からは、緊急時に対応できる場所がなくなると不安の声があります。移転にともなって、県東部地域の小児医療体制をどのようにするのか県民と該当地域住民にしていねいに示してください。
- (6) 県内に公立大の医学部がありません。医学部を公立大に設けて下さい。
- (7) 子宮頸がんワクチンの接種にあたっては、ワクチンの科学的根拠を明確にして副作用などの情報を県民に知らせるとともに医療機関に対する指導を徹底するようにして下さい。
- (8) 子どもの医療費助成について、市町村の格差が大きく、医療を受けることに差があります。市町村と連携し、全ての市町村で入院・通院とも 18 歳未満までの子ども医療が現物給付で助成されるようにして下さい。また、上乘せしている市町村への財政的支援を強めて下さい。

3. 教育、子育てについて

- (1) 保護者の経済（収入）格差が広がる中で、そのしわ寄せが子どもの教育格差に直結しています。どんな子どもにも平等に学べる環境やサポートの充実をお願いします。先進国の中でも少ない教育予算を増額し、教育制度が充実されることを求めます。
 - ① 義務教育と高等学校は、学校給食や諸々の修学経費を含め、全て無償にしてください。
 - ② 大学の授業料も無償もしくは低額にするように国への働きかけをしてください。在学中から子ども自身が借金を背負った形となり、若年層の貧困や親世代からの貧困の連鎖があります。県独自の給付制奨学金制度の創設など奨学金制度の充実も要望します。
 - ③ 引き続き小学校・中学校の 35 人以下学級をさらに積極的にすすめて下さい。
 - ④ 現在県立高校では、各クラスとも正副担任の 2 名が配置され、生徒に対するサポートの充実と教職員に対する負荷軽減が感じられますが、市町村における小中学校ではまだまだ県レベルには達していません。学童期における児童に対する対応に県も積極的に関与して下さい。
- (2) 子育てに関する国の予算も先進国の中で低いものになっています。少子化対策や女性の活力を生かす政策は日本の将来にとって喫緊のテーマです。
 - ① 子ども手当については、さらにその額を引き上げるようにして下さい。
 - ② 女性が働き続けられる環境づくりとして、認可保育所、学童保育を増設して下さい。
 - ③ 男性の育児参加が促進されるように、特に若い世代の「仕事と生活のバランス」がとれるような施策を求めます。
- (3) 子ども・子育て関連 3 法が本格的にスタートしました。制度変更に伴う「保育の質の低下」「待機児童の増加」「市町村の格差」などはあってはならないと考えます。地域で必

要とされることに対し各市町村が計画を策定し、給付や事業を実施するように県の監視や多角的支援をお願いします。すべての家庭が地域の中で安心して子育てをできるように支援を充実させてください。

- (4) 学童保育の待機児童が増えています。防犯上の見守り、安全のパトロール機関の検討をして下さい。
- (5) 消費者教育推進法の基本理念の中で、「消費者教育の体系的、効果的な推進」をうたっています。中高生とその保護者向けの消費者問題学習会を開催し、低年齢化している（スマホアプリ、サイト犯罪等の）被害の防止に努めてください。

4. 消費者行政について

- (1) 高齢者を狙った詐欺は、その防止に尽力しているものの被害額は一向に減少していません。埼玉県は、2014年の振り込め詐欺などの特殊被害金額が過去最悪（1254件、被害金額は42億5千万円を超え）を記録しました。高齢者への詐欺にあわないための広報強化を喫緊に強めてください。また、高齢者の孤立と地域住民同士のつながりの薄さが要因の一つです。2014年6月に可決成立した消費者安全法の一部改正に準じて、地域の見守りネットワークの構築を推進してください。
- (2) 若い世代もネットなどで特殊詐欺など消費者被害に合わないことやカードローンの仕組みについて広報や教育を含めた対策を強化してください。
- (3) 「消費者教育推進法」には、「自治体における消費者教育推進計画の策定」「自治体における消費者教育推進地域協議会の設置」がうたわれています。学校教育や一般消費者を視野に早急に具体的な検討と実施を求めます。
- (4) 県や市町村の消費者行政充実のために予算を伴った強い指導を要請します。
- (5) ニュースや情報があってもだまされる被害者が減らない。消費者問題の学習ができる環境がもっと必要です。併せて、適格消費者団体である「埼玉消費者被害をなくす会」を有効的に活用してください。
- (6) 市町村の消費者行政が一層充実するように御指導下さい。消費者相談体制・消費者自立支援活動の強化、消費者団体の育成・支援を強めて下さい。消費者団体への助成金は子育て層の参加にも配慮した内容になるようにして下さい。
- (7) 消費者相談体制は、担当職員の増強、非常勤職員の専門性を配慮した任用と処遇の適正な運用を求めます。また、相談窓口業務の民間委託化には反対です。
- (8) 消費者大会を含めて、消費者団体が交流し学習することは消費者教育の重要な場であり、県からの支援を強く要望します。
- (9) 『彩の国たより』は県民へ県政全般を伝える媒体ですが、配布方法の多くが新聞折り込みであり、県民全体に行き渡っていないと感じます。「わかりやすく」「読まれる」などの点で、今後の予算措置も含めて、努力している内容をお示しください。

5. 農業と食の安全について

- (1) 市町村によって義務教育における学校給食の格差があるように思います。自校式・センター式などの給食運営、給食費問題、取り扱っている食材（地産地消と輸入冷凍食材など）の割合や安全性など、県で把握して県内で大きな格差が出ないように市町村へ働きかけてください。

- (2) 環太平洋経済連携協定（TPP）への参加問題は、「コメなど重要 5 項目の関税撤廃対象の除外などを求める国会決議」などに立ち返るべきことを国に求めてください。また、参加した場合の埼玉県内での影響と農業従事者を守るための施策の検討について県民に広く知らせてください。
- (3) 2015 年 3 月に新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました。今後の国が行う農業所得補助制度などを教えて下さい。埼玉県としての上乗せ支援も検討して下さい。
- (4) 冷凍加工食品を含めた輸入食品の検査を強化し、安全性が確保されるよう求めます。
- (5) 食品監視員の増員と埼玉県食品衛生監視指導計画の充実を望みます。
- (6) 食の安全安心について、食品の偽装や不当表示などがおこらないような業界団体内でのチェック機能について更なる強化体制を構築してください。
- (7) 埼玉県内での地産地消が一層すすむように、さらに役割を發揮して下さい。また、県内の実践事例を消費者に分かりやすく知らせる取り組みも強めてください。

6. 核兵器の廃絶について

- (1) 核兵器・平和・憲法に関する問題は、過去の歴史から学ぶ部分も多いと考えます。しかし、学校教育では自国の歴史のみならず、近代史全般に関する学習が軽視され殆ど学んでいません。不幸な歴史を繰り返さないためにも、教育の重要性を再認識してください。
- (2) 「核兵器のない世界」にむけて日本の政府が先頭に立って世界の各国に「核兵器禁止条約」を締結するように働きかけて下さい。
- (3) 原爆被爆者の平均年齢が 80 歳を超えています。次世代に語り継げる人が年々減っています。生存者の生の声を聞ける機会をつくり、戦争を風化させないように努めてください。
- (4) 被爆者団体・平和団体と連携し埼玉県内で核兵器廃絶の運動が広がるようにして下さい。

7. 防災・被災者支援などについて

- (1) 関東地域で大地震が起こる可能性の発表があり、火山噴火、竜巻、集中豪雨など自然災害が重大化・頻発化しています。埼玉県内の自然災害の正確な被害想定や減災の研究、有効な防災マップの作成をお願いします。また、災害時、近隣の市町村や他県との連携や協定なども進めてください。地域の住民が防災について高い意識を持って取り組めるような仕組みの構築を要望します。
- (2) 東日本大震災から 4 年半が過ぎました。県内における避難者が、帰還できるまで埼玉県民と地域の中で溶け合って、安心して埼玉県で暮らせるように支援の継続をお願いします。また、福島県とも情報を共有しあい、避難者における問題の解決に尽力ください。
- (3) 国の中央防災会議では、首都直下地震の被害などが想定されこれらの巨大災害への備えが課題であることが指摘されています。災害時の避難対応や物資準備の備えだけでなく、災害時に発生する廃棄物処理についても検討準備をお願いします。東日本大震災による災害廃棄物処理に多大な時間がかかった事は、記憶に新しいです。過去の被害を教訓として対策を検討してください。
- (4) また、災害時の避難においては、「災害弱者」と言われる人たちへの対応を事前に検討しておくことも必要です。年齢的身体的に介助が必要な方への対応だけではなく、外国人など多様なマイノリティ（社会的少数者）への支援も視野に入れてください。

以上

記念講演

樋口恵子さん



【プロフィール】

1932年東京生まれ。1956年3月、東京大学文学部美学美術史学科卒業・東京大学新聞研究所本科修了。その後、時事通信社・学習研究社・キヤノン株式会社を経て、評論活動に入る。2003年3月まで東京家政大学教授・「女性と仕事の未来館」初代館長。

現在、評論家・NPO法人「高齢社会をよくする女性の会」理事長、東京家政大学名誉教授・同大学女性未来研究所長・「高齢社会NGO連携協議会」代表(複数代表制)

【主な著書】

- *ミネルヴァ書房※最新刊『人生100年時代への船出』
- *中央法規※最新刊『大介護時代を生きる』
- *主婦の友社※『おひとりシニアのよろず人性相談』
- *海竜社『老い方の上手な人下手な人』『女の人生関係学』『女の人生七転び八起き』『こんなふうに老いたい』『生き上手は老い上手』『樋口恵子の元気が出る老い方』※最新刊『女 一生の働き方』～BBからHBへ～
- *文化出版局『女の子の育て方』『私の老い構え』『ローバは一日にして成らず』『働きながら老人介護』『過ぎてしまえば短い一生』『五十代、女ざかりと男の自立』『午後咲く花』
- *明治図書『育児は育自、教育は共育』『他人が見える教育』
- *フレーベル館『共働きの子育て』 *労働旬報社『女と男の老友学』
- *草土文化『高齢化社会へのパスポート』*有斐閣『女の人生何時でもスタートライン』
- *ドメス出版『サザエさんからいじわるばあさんへ』
- *筑摩書房『私は13歳だった』 *第43回全国高校生感想文コンクール課題図書
- *学陽書房『盛年』～老いてますます～
- *大和書房『ワガママなバアサンになって楽しく生きる』
- *グラフ社『チャレンジ』～70歳の熱き挑戦～ *都知事選蛮勇の記
- *新水社『祖母力』～祖母力が日本の未来を救う！？～

【編著】(共著を含む)

- *中央法規『対談 家族探究 一樋口恵子と考える日本の幸福一』
- *労働旬報社『女はなぜ子どもを産まないのか』*三省堂『花婿学校』
- *翻訳本『沈黙の季節』ゲイル・シーヒー著 *講談社『70代三人娘、元気の秘密』
- *監訳本サンブックス『めざせ100歳!』デービット・マホーニー、リチャード・レスター著
その他多数

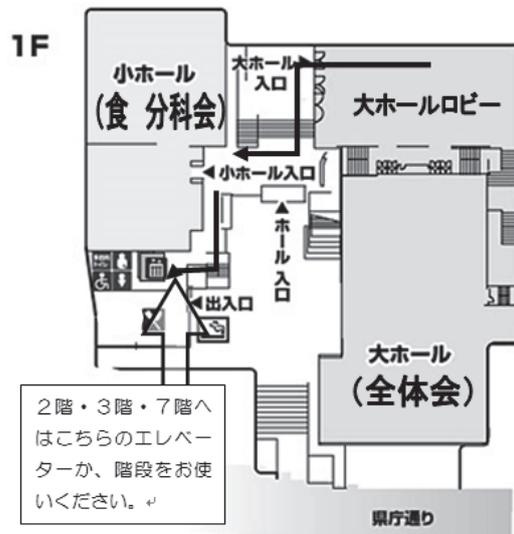
【審議会など】

地方分権推進委員会委員、総理府男女共同参画審議会委員、内閣府男女共同参画会議議員「仕事と子育て両立支援専門調査会」会長、厚生労働省社会保障審議会委員、「社会保障国民会議」メンバー、消費者庁参与、などを歴任。現在、社会保障審議会医療保険部会委員。

分科会プログラム

開場：13時00分
開会：13時30分
閉会：15時30分

各会場に、分科会資料を用意しています。
満席の際は、入場できませんので
ご了承ください。



テーマ「食」 会場：小ホール

今、消費者として知っておきたい“食”のこと

～機能性表示食品制度、食品ロス～

助言者 鬼武一夫さん（日本生活協同組合連合会 安全政策部 部長）

永田信雄さん（フードバンク埼玉（仮称）一般社団法人埼玉県労働者福祉協議会 専務理事）

報告 小池和明さん（地域におけるJAの果している役割 JA埼玉県中央会）

◇最近よくテレビCM等で見える「機能性表示食品」って何？「トクホ」とはどう違うの？
食品についている表示や店頭のパップなど具体的な事例を元に、商品を選ぶ時のポイント、気を付けることをお聞きします。まずは知ることから始めましょう。

◇食料自給率が39%の日本で廃棄される食品の多さを考えたことはありますか？
廃棄される食品の半分は家庭から出ています。一方で満足な食事ができない方も。
埼玉で始まったフードバンクの取組みから「食品ロス」の現状を学びます。

テーマ「消費者問題」 会場：3C 会議室

未然に防ごう 消費者被害

～かるたで学ぶ悪質商法～

助言者 埼玉県消費生活支援センター 江森昌子相談担当部長

消費生活相談員の皆さん（埼玉県消費生活コンサルタントの会）



◇県内の消費者被害の状況について、平成26年度に県及び市町村で受け付けた消費生活相談のまとめをもとにお話いただきます。どんな相談・被害が多いのでしょうか？

◇悪質商法による消費者被害が後を絶ちません。知っているつもりでも騙されてしまうことも……。消費者トラブルを未然に防止するために松平健さん扮するイメージキャラクター「未然奉行」が、悪質商法のさまざまな手口を紹介した『未然かるた』を使って、楽しみながら、もう一度トラブル事例と対処法を学びましょう。

テーマ「社会保障」 会場：7A 会議室

どう変わる 身近な社会保障

～医療・介護保険の現状と今後を学びましょう～

助言者 川嶋芳男さん（埼玉県社会保障推進会議）

毎年のように医療・介護などの社会保障制度の改革が連続しています。今後どのように変わるのかを理解することが簡単ではありません。「医療から介護へ」、「施設から在宅へ」の方向へと舵が切られています。「自助、共助・互助」などが強調される中で「公助」の文字がすっかり隠れています。これからどうなるかを学び、「いつでも・どこでも・誰でも」身近に利用できる制度にするための課題について考えてみましょう。

テーマ「くらし」 会場：2階ラウンジ

知っていますか？ 相続、遺言、後見制度・・・

～しゃべり場～

助言者 岩佐博行さん（司法書士法人あすかフロンティア事務所 司法書士）
中田均さん（NPO 法人 市民後見センターさいたま）

遺言って必要？ 相続の手続きはどうすれば良いの？ だれに頼めば良いの？ 日常のくらしの中では気になっていても、なかなか聞く機会は多くありません。今回の分科会では、まず、相続・遺言・後見制度についての基本的なお話をうかがい、グループにわかれて、聞いてみたいこと、知りたいことを交流し、助言者から答えていただきます。

テーマ「くらし」 会場：7B 会議室

くらしと憲法って、なにか関係あるの？

～法律・憲法カフェ～

助言者 黒澤瑞希（弁護士 明日の自由を守る若手弁護士の会）
赤羽悠一（弁護士 明日の自由を守る若手弁護士の会）

◇ニュースや新聞では「安保法案」とか難しい言葉がとびかっているけれど、日々のくらしでも大変で…。でも未来の子どもたちに自由で平和な社会を守りたい！

◇クッキーとカップを手に、おしゃれに身近なくらしと憲法について考える講座です。「あすわか」こと「明日の自由を守る若手弁護士の会」のお二人が、参加者のみなさんからの質問にも、おこたえます。

※お茶代・お菓子代として別途100円が必要です。

※当日は事前申込みの残数分の範囲でご参加いただけます。

第51回埼玉県消費者大会実行委員会参加団体の紹介 (2014年4月～2015年5月まで)

埼玉県消費者団体連絡会 代表幹事 岩岡宏保 柿沼トミ子 加藤ユリ	〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5 TEL048-844-8971FAX048-844-8973
【活動】①食の安全を守る取組み ②消費者行政充実強化の取組み ③くらしや健康を守る取組み ④「平和」の大切さを学び、広げる取組み ⑤環境への負荷を軽減し、持続可能な社会づくりへの取組み ⑥県への審議会委員の推薦 ⑦第50回埼玉県消費者大会、県との懇談会 ⑧全国消費者大会参加 ⑨県内消費者団体交流会開催(年4回)⑩国政への意見・要望提出	
【行政の審議会等の参加】 県消費生活審議会、県消費生活審議会苦情処理部会、県食の安全県民会議、「近いがうまい埼玉産」地産地消推進会議、県米需給検討会議、県米消費拡大推進連絡協議会、県畜産協議会、県種苗審議会、県卸売市場審議会、彩の国さいたま環境賞審査委員会、県フロン回収・処理推進協議会、県介護保険審査会、県宅地建物取引業審議会、埼玉県LPガスお客様センター委員会、関東財務局財務行政モニター	【広報】なし 【会員数】6団体 【設立】1976年 【運営】幹事会 (月1回)

埼玉県地域婦人会連合会 会長 柿沼 トミ子	〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ2階 TEL048-822-2466FAX 048-824-3083
【活動】①第49回くらしの教養大学(「金融の基礎知識」「家庭内の安全」「製品安全セミナー」) ②2014フォーラムサラ:テーマ「笑い与健康」「生涯100年時代を私たちはどう生きるか」 ③結核予防のための複十字シール運動 ④埼玉県米消費拡大推進連絡協議会(米粉利用の推進) ⑤北方領土返還要求運動 ⑥防災学習会 ⑦ちふれ化粧品購入運動 ⑧結婚相談 ⑨「緑の銀行」募金活動 ⑩会員相互の親睦や教養を高めるための観劇などの文化鑑賞	
【行政の審議会等の参加】 男女共同参画会議委員、男女共同参画推進連携会議議員、男女共同参画会議計画策定専門調査会委員(内閣府)、消費者教育推進会議委員、消費者庁情報利用促進小委員会委員(消費者庁)日本銀行金融広報中央委員会委員、国立女性教育会館運営委員会委員ほか 医療審議会、社会福祉審議会、地方薬事審議会、卸売市場審議会、公衆浴場入浴料金審議会、埼玉県社会福祉協議会、彩の国さいたま魅力づくり推進協議会、彩の国コミュニティ協議会、他協議会・委員会多数	【広報】年2回(各9,000部) 【会員数】6,000人 【設立】1948年3月11日 【運営】総会(年1回)、本部役員会(年2回)、常任理事会(年5回)

新日本婦人の会埼玉県本部 会長 加藤ユリ	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 2-3-10 黒澤ビル2F TEL048-829-2307FAX 048-829-2313
【活動】①家計簿運動 ②地球温暖化防止のとりくみやNO2測定、原発再稼働反対のとりくみ、福島の子どもツアー実施、公園などの放射能測定 ③日本の農業を守り、食の安全を守る運動として、みそ作り、田植え、稲刈り、産地見学・生産者との交流など産直運動 ④介護保険・医療改悪反対の学習と自治体との話し合い、子育て支援として子ども医療制度など、社会保障拡充の運動 ⑤30人学級実現のための運動と、エアコンなど学校の設備改善運動 ⑥「赤ちゃん・親子リズム」など若い母親の育児サークルの運営 ⑦核兵器廃絶のための写真展や戦争展、署名活動・憲法改悪反対の学習会など平和の取り組み ⑧各自治体の消費生活展に参加 ⑨公園・駅・道路など改善運動 ⑩女性の地位向上のための学習など	
【行政の審議会等の参加】 県女性問題協議会、県消費生活審議会、食の安全安心県民会議、県立病院運営協議会	【広報】新婦人しんぶん【会員数】8,100人 【設立】1962年 【運営】県本部大会(2年1回)、県本部委員会(2ヵ月1回)常任委員会(月1回)

<p>埼玉県生活協同組合連合会 会長理事 岩岡 宏保</p>	<p>〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973</p>
<p>【活動】 県内生協との連携・共同の取り組みとして「各行政と地域の消費者団体との懇談の場に積極的に参加していくこと」「東日本大震災復興支援情報交換会を軸に情報を共有してすすめていくこと」「2015NPT再検討会議の準備の年として取り組みを積み上げていくこと」を3つの柱に、2014年度取り組みました。2015年度は「平和とよりよき生活のために」に立ち返り「各会員生協の実践を交流する場づくり」「社会への発信」「幅広い連帯の形成」を大切に、役割を發揮していきます。</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】県消費生活審議会、県環境審議会、食の安全県民会議、県卸売市場審議会、「近いがうまい埼玉産」地産地消推進会議、県建築物安全安心推進審議会、彩の国さいたま魅力づくり推進協議会、彩の国コミュニティ協議会、健康長寿埼玉県民会議、S-GAP検討委員会、農産物安全技術専門員会、県フロン回収・処理推進協議会</p>	<p>【広報】情報(月刊)、写真ニュース(季刊)、さいたまの生協(年1回)、ホームページ、埼玉新聞に生協特集掲載(年1回) 【会員数】16生協 約204万人 【設立】1972年6月 【運営】総会、理事会(年6回)、他各種委員会</p>

<p>埼玉母親大会連絡会 代表委員 内田 典子 加藤 ユリ 美口 千枝子</p>	<p>〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-14-11 ゆないてい浦和 TEL・FAX 048-822-1817</p>
<p>【活動】 ①第59回埼玉母親大会開催(5/31)和光市民文化センター 参加1007人、記念講演「『平和な未来を次の世代に！』～日本国憲法を学び広げよう～」のテーマで学習院大学の青井未帆教授が講演。7分科会(子育て・くらし・福祉・映画・見学など) ②県・地域母親大会の話し合いから県行政に要請。11月県担当部局と、同11月県民生活部長と、懇談。文書回答も受け、各参加団体の運動の参考とする。③「原発はいらない!子どもたちを放射能からまもろう!」の女性アピールにとりくみ賛同者4000人超。12月8日を中心に、第二次大戦時の召集令状の写し「赤紙」と、アピール賛同者名を掲載したチラシを県内の主要駅頭・スーパー前等で配布。平和の大切さをアピールしました。女性アピールに寄せられた10万円は福島への支援金としました。</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 なし</p>	<p>【広報】母親通信 【会員数】21県域団体37地域実行委員会 【設立】1955年 【運営】埼玉母親大会(年1回)、実行委員会(月1回)、常任委員会(月1回)</p>

<p>埼玉公団住宅自治会協議会 会長 佐藤利彦</p>	<p>〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 3-15-6 TEL048-832-4937 FAX048-831-7888</p>
<p>【活動】 2013年12月24日、都市再生機構改革の閣議決定で、①2015年度中に家賃改定ルールの見直しをおこない、家賃収入の拡大をはかる、②2014年度から需要の状況に応じた募集家賃の引き下げや引き上げを機動的かつ柔軟におこなう、③低取得高齢者に対する政策的な家賃減額措置について、公費で実施することを検討、2014年度中に結論を得ると言うことを決めました。公団自治協は、各政党に対し、なんども家賃改定ルールの見直しに反対、居住の安定を守れと申し入れました。その結果、国土交通大臣は所属する委員会と居住者で充分話し合えという指示で、機構は居住者から家賃問題に関する意見書を1か月半にわたって受付ました。自治会も提出しました。この取り組みは、公団自治協の運動の大きな成果と位置づけています。家賃問題で居住者の意見を聞くのは初めてです。全国で160団地5,600通あまりが提出されました。2016年4月以降の家賃値上げをさせるかどうかは、これからの全国統一行動に課せられています。</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 薬事審議会</p>	<p>【広報】埼玉自治協ニュース随時、機関紙(年3~4回) 【会員数】38,500世帯 【設立】昭和55年</p>

さいたま市消費者団体連絡会 代表 廣田 美子		〒338-0001 さいたま市中央区上落合 7-7-2-604 TEL・FAX 048-855-7456	
【活動】①平成26年度さいたま市消費者フォーラム「フードロス」5/31②2014年度県内消費者団体交流会参加(6/20、2/6)③消費者被害防止街頭キャンペーン(10/10)④第50回埼玉県消費者大会参加(10/21) 第1回・第2回プレ学習会参加⑤第14回さいたま市消費生活展「あなたも私もみんな消費者～みずから考えてこうどうするために～」開催(10/19)⑥品川消費生活展見学(2/14)⑦これからの消費者行政充実を考えるシンポジウム参加(1/21)⑧東京ガスEiウォーク見学会(2/21)⑨NPO法人埼玉消費者被害をなくす会総会出席⑩学習会「あなたが選ぶその食品 大丈夫？」講師：八田 純人氏 開催(3/9)⑪埼玉消団連幹事会⑫埼玉県消費者大会実行委員会⑬食の安全オンブズ会議⑭関東農政局と消費者団体との懇談会⑮埼玉県食品安全局との懇談会 出席			
【行政の審議会等の参加】 さいたま市消費生活審議会、さいたま市食の安全委員会、埼玉県食肉公正取引協議会、さいたま下水道事業審議会、埼玉県卸売市場審議会		【広報】さいたま市消団連ブログ http://shodanren.exblog.jp/ 【会員数】9団体 【設立】1999年4月 【運営】総会(年1回)、定例会(月1回)	

コーペル 会長 奈良原ノブ子		〒332-0012 川口市本町 4-2-3 友愛ビル3階 TEL048-251-3089 FAX048-253-8995	
【活動】 ①米消費拡大推進事業(県産米の献立料理の会、彩のかがやき消費啓蒙)、②福祉活動(県内福祉施設見学、深谷養護盲老人ホームに手作り小物、古切手書き損じ葉書寄贈18年連続)、③月1回古布リサイクル作品づくり15年継続)、④環境勉強会(外部講師による気球環境・災害の学習)、⑤遊歩隊(史跡などの散策)、⑥会員の親睦を深める取り組み(食事会・初詣など)⑦ローゴ体操(高齢者向けの様々な器具を使用する体操)、⑧埼玉県消費者大会実行委員会への参加(実行委員会発足時より継続)、⑨福島復興支援(復興支援のひまわり栽培協力)			
【行政の審議会等の参加】 さいたま市消費生活審議会 埼玉県米消費拡大推進連絡協議会		【広報】コーペルニュース月1回発行 【会員数】500人 【設立】1960年6月 【運営】年1回大会、月1回理事会	

生活協同組合コープみらい 理事長 新井 ちとせ		〒336-8523 さいたま市南区根岸 1-6-12 (埼玉県本部) TEL 048-839-2711 FAX 048-865-3158	
【活動】 2015年度は、『商品コミュニケーション』『子育て』『高齢者』『環境』を重点課題とし、『平和』『ユニセフ』『消費者課題』『防災・減災・被災地(者)支援』など様々な活動を通じて、ビジョン2025「食卓を笑顔に、地域を豊かに、誰からも頼られる生協」をめざし、ネットワーク(つながり)づくりとコミュニケーションを重ね、他団体とも協力・連携して豊かな地域社会づくりに取り組みます。組合員と地域社会のニーズを踏まえた全体方針に基づいて、埼玉県生協連の計画も考慮したエリア計画・ブロックの地域重点計画2015を策定し、実現したい価値を明確にして、全体・埼玉県本部・ブロックが主体的に地域での参加とネットワークの取り組みを推進します。参加とネットワークの取り組みの土台となる「みらいひろば」と「地域クラブ」は、組合員が愛着の持てる組織になるよう、ネットワーク(つながり)づくりとコミュニケーションを重ね新たな参加を広げます。			
【行政の審議会等の参加】 「近いがうまい埼玉産」地産地消推進会議、埼玉県卸売市場審議会、埼玉県食の安全オンブズ会議、さいたま市消費生活審議会		【広報】コープみらい 【会員数】321万人 【設立】2013年3月21日 【運営】理事会(月1回)	

生活協同組合パルシステム埼玉 理事長 田原 けい子	〒335-0005 蕨市錦町 2-10-4 TEL048-432-7754 FAX048-432-7798
【活動】 1. 食の安全安心 ①「ほんもの実感！くらしづくりアクション」運動の推進 ②放射能学習会、TPP 学習会、遺伝子組み換え食品学習会の開催 ③工場見学や産地交流、公開確認会の開催 2. 地産地消の推進 ①県内産地での田んぼ・畑体験 ②神川町大豆トラスト運動の拡大 ③県内産地の野菜BOX、彩のかがやきの供給 3. くらしの課題解決 ①消費者被害や介護、ライフプランニング活動などの学習会・講演会 ②いきいきネットワークの利用拡大 ③蕨市のまちづくり（「蕨市見守りネットワーク活動に関する協定」締結）・「災害時における一時避難場所並びに車両提供に関する協定」締結 4. 平和への取り組み ①戦争体験、国際問題に関する学習会 ②ネグロスの子どもたちに楽器を送る運動参加 ③韓国・プルン生協との交流 5. 環境保全 ①エネルギー問題学習会 ②石けんの利用普及 ③田んぼ生き物観察 ④まちの生き物観察 ⑤キャンドルナイト 6. その他 ①市民活動支援金助成（8団体210万円） ②パルシステム埼玉平和募金（185万円）	
【行政の審議会等の参加】 埼玉県食の安全オンプズ会議	【広報】あすーる(月刊) 【会員数】181,764人 【設立】1951年5月 【運営】総代会(年1回)、理事会(月1回)、各種委員会

医療生協さいたま生活協同組合 理事長 雪田 慎二	〒333-0831 川口市木曾呂 1317 TEL048-294-6111 FAX 048-294-1490
【活動】医療生協さいたま第35回通常総代会が6月27日に行われ、今年のメインテーマを平和をまもり、安心をつなぐ地域包括ケアをつくる」として、①協同をつなぐ②健康をつなぐ③人と人、つなぎ合い育ちあう④人権と平和への思いをつなぐ の基本方針を決定し「主体的につなぐ」活動を開始しています。健康に不安があるとき、健康診断を受けたいとき、埼玉県内の4病院、8診療所、3歯科、2老人保健施設、17ケアセンターを利用できます。健康ひろばが県内240カ所、おしゃべりが何より楽しい安心ルームが88カ所、認知症について学ぶ「脳いきいき教室」や「保健教室」、「くらしの学校」を開校しています。放射線測定運動や福島の子どもたちリフレッシュ企画、いわて震災支援、広島豪雨土砂災害支援など震災・災害支援を継続して行っています。法人キャラクターの「ココロン」をよろしくお願いします。	
【行政の審議会等の参加】	【広報】けんこうと平和(月刊)、さえら(隔月刊) 【組合員数】237,175人(8月末現在) 【設立】1992年 【運営】総代会(年1回)、理事会(年12回)、他各種委員会

さいたま住宅生活協同組合 理事長 後藤 晴雄	〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-10-12 TEL 048-835-2801 FAX 048-822-7455
【活動】 2014年度は、消費税が5%から8%に引き上げられた状況の中「経済の荒波にも揺るがない住宅生協の確立を」をスローガンとして活動してきました。 ①消費者の権利の確立・安心してくらす社会づくり、平和・福祉・社会保障充実・環境など、様々なテーマでのイベントなどに参加し、県内生協間交流を行い運動の前進に貢献。②無料住宅診断・設計者ユニットによる「住まい講座」の開催などをおし、協力業者等の力を借りながら消費者・組合員の様々な相談に対応し、事業の拡大。③組合員による工事紹介制度、「さいたま住宅生協取次所」事業の開始等、組合員の力の活用を強める。④業者会活動 協力業者のスキルアップ研修や、学習会などを実施。	
【行政の審議会等の参加】 埼玉県建築物安全安心推進協議会委員 埼玉県宅地建物取引業審議会委員	【広報】快適住まい(年3回) 【会員数】24249人 【設立】1992年8月 【運営】総代会、理事会(年8回)、各種委員会

埼玉県労働者共済生活協同組合 (全労済) 理事長 横田 行秀	〒338-8504 さいたま市中央区下落 1050-1 TEL048-822-0631 FAX048-822-0865
【活動】 ①県内住居者、勤労者への共済事業の推進 ②県内各店舗での保障に関する相談対応 ③助成事業の実施（環境保全・子供支援活動団体） ④小学生「作文・版画コンクール」の開催 ⑤暮らしの安心サポートサービスの実施（健康,育児,介護,年金,法律,税務,住まい） ⑥埼玉県スポーツ少年団小学生軟式野球交流大会への特別協賛	
【行政の審議会等の参加】	【広 報】セーフティファミリー (地域組合員用年2回、職域組合員用年1回) 【会員数】49万人 【設 立】1964年3月 【運 営】総代会(年1回)、理事会、各種委員会

JA 埼玉県女性組織協議会 会長 見川 せつ子	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-12-9 TEL 048-829-3023 FAX 048-822-2036
【活動】 ①JA 女性部の従来の活動に加え、小学校や地域への出前講座、地産地消の取り組みを強化し、組織の拡大を図る。 ②地球温暖化対策として、JA女性エコライフ宣言に取組み、節電コンクールを実施 ③フレッシュミズ世代の育成として、後継者育成や次世代対策への働きかけを実施 ④共同購入運動の推進として、信頼と安心の商品選定を行い、共同購入運動を展開 ⑤健康増進活動としてのグランドゴルフ大会の実施	
【行政の審議会等の参加】 なし	【広 報】ホームページ開設 【会員数】13,455人 【設 立】1954年4月 【運 営】総会(500人規模・5月)、組織代表者会議(18組織年4回、食の安全部会・代表者会議(年1回))

埼玉県農民運動連合会 会長 立石 昌義	〒360-0111 熊谷市押切 2540-2 TEL048-536-5960 FAX048-536-5206
【活動】 「TPP阻止の運動」に全力をあげる。各種集会に大型トラクターなどでデモ行進に参加。ピア・カンパシーナなどの国際農民組織と連帯し、8月のハワイ閣僚会議にも代表派遣。埼玉県に対して、米の高温障害対策を要望、コシヒカリに代わる品種の開発など	
【行政の審議会等の参加】 なし	【広 報】新聞「農民」週刊 【会員数】1,000人 【設 立】1974年9月 【運 営】理事会(隔月)

<p>適格消費者団体 NPO 法人 埼玉消費者被害をなくす会 会長 池本 誠司</p>	<p>〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5 (埼玉県生協連内) TEL048-844-8972 FAX 048-844-8973</p>
<p>【活動】消費者団体訴訟制度を担う適格消費者団体として差止請求訴訟を行う権利を持ち、消費者契約法・景品表示法・特定商取引法、食品表示法に違反する事業者の不当行為等に対し、改善を求める活動の他、一般消費者からなる活動委員による調査・改善要望活動を行なっています。 【1】事業者へ是正を求める活動 2014年度は9事業者に対して延べ16件の問合せと申入れを行ないました。うち、7事業者の規約、表示等の改善が図られました【2】調査活動 ①不当広告表示の改善要望活動 ②アンケート・めやすばこ(価格表記、自動車保険)【3】消費者啓発 消費者力アップ学習会開催(葬儀サービス、不当表示、携帯・スマホ)【4】消費者問題に関する社会制度の改善「商品先物取引法の不招請勧誘禁止を緩和する省令改正の撤回を求める」意見書提出など</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 なし</p>	<p>【設立】2004年 【広報】ニュースレター(年6回)、ホームページ 【会員数】正会員18団体・個人104人 賛助団体9団体・個人34人 【会費】正会員：団体一口1万円/個人一口3千円(2015.7月現在) 【運営】総会、理事会(年7回)、検討委員会(年6回)、活動委員会(年11回)</p>

<p>埼玉県消費生活 コンサルタントの会 代表 山下 則子</p>	<p>〒338-0832 埼玉県さいたま市桜区西堀7-5-1-304 TEL048-858-9713 FAX 同じ</p>
<p>【活動】 ①基礎法令事例研究会月1回開催 ②消費者行政充実への取り組み ③多重債務者削減への取り組み ④県消費者大会・分科会協力 ⑤保険、金融、通信などの業界団体との意見交換会開催 ⑥NPO法人埼玉消費者被害をなくす会協力 ⑦弁護士会との自主勉強会開催 ⑧各種審議会、委員会に委員として出席 ⑨県との共催研修開催</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 ①県消費生活審議会、②県日照紛争調整委員会、③県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議会、④県観光土産品公正取引協議会審査会、⑤さいたま住宅検査監視委員会、⑥草加市消費生活審議会⑦春日部市情報公開・個人情報保護審議会</p>	<p>【広報】会報年1回発行 会員だより年3回発行、ホームページ 【会員数】102名 【設立】1965年 【運営】総会、運営委員会(年6回)</p>

<p>春日部市くらしの会 会長 齋藤 恂子</p>	<p>〒344-8577 春日部市中央6丁目2番地 春日部市役所暮らしの安全課内 TEL048-736-1111 FAX 048-733-3825</p>
<p>【活動】 ①市商工会主催のリサイクルバザー参加、②食の安全安心講演会研修に参加、③振り込め詐欺防止キャンペーン、④消費者大会参加、⑤かすかべ商工祭、庄和産業祭に参加、⑥見学研修会、⑦ボランティア交流会、県内消費者団体地区別交流会参加</p>	
<p>【行政の審議会等の参加】 水道事業運営審議会 春日部市社会福祉協議会評議員 ごみ減量資源化推進審議委員</p>	<p>【広報】くらしの会だより 【会員数】101人 【設立】1968年 【運営】全体活動総会など 理事会12回 5地区で活動</p>

加須市くらしの会 会長 杉沢 正子	〒347-0005 加須市下樋遣川 675 TEL 0480-68-5343 FAX 0480-68-5343
【活動】 消費生活講座、消費者被害防止のための寸劇講座、くらしの達人養成講座、加須市消費生活フェア参加、健康長寿のための食育講座、市内農産物直売所・生産工場視察、いきいき健康づくりセミナー、県外生産工場視察、消費者力アップセミナー、未来のための環境講座、クラブ活動、加須地域市民まつりへの参加、加須市騎西銀杏まつりへの参加、加須市市民活動フェアへの参加	
【行政の審議会等の参加】 加須市廃棄物減量等推進審議会 加須市コミュニティ協議会	【広報】加須市くらしの会だより（年1回） 【会員数】196人 【設立】2012年 【運営】総会(年1回)、理事会(月1回)

久喜市くらしの会 会長 宮内智	〒346-0003 久喜市久喜中央 3-9-6 TEL・FAX 0480-22-0048
【活動】 ①環境活動：牛乳パック・アルミ缶回収、廃油石鹸づくり、ゴミゼロクリーン久喜市民運動参加 ②学習活動：知っておきたいお金の知識～ローン・クレジット編（7月）、高齢者の消費者被害について（11月）、見学（こんにやく博物館7月、キユピー五霞工場2月、懇親宿泊旅行、消費者大会、消費者大会プレ学習会） ③福祉活動：久喜の里ボランティアなど、社協ボランティアまつり参加（10月） ④その他：久喜市男と女のつどい（6月）、平和と人権のつどい（9月）、久喜市防災訓練（9月）、久喜市民まつり（10月）、栗橋やさしさときめき祭り、赤花そばまつり（11月）、久喜健康・食育まつり（12月）、久喜公民館祭りなどに参加。 ⑤クラブ活動：生活、薬草、料理、和装、歌謡、フォークダンスなどのクラブ活動を通じて、くらしや生活についての学習、現地研修、視察や発表会などを実施。	
【行政の審議会等の参加】 久喜市健康食育審議会、久喜市環境推進協議会、久喜市ゴミ減量推進協議会、久喜市男女共同参画審議会、久喜市人権啓発実行委員会、久喜市社会福祉協議会、久喜コミュニティ推進協議会、久喜市民まつりの会、久喜市健康・食育まつり実行委員会、青少年育成久喜市民会議、LOVEくきネットワーク、久喜市商工会推薦特産品設定委員会 など	【広報】年2回 【会員数】230人 【設立】1969年 【運営】定期総会 理事会（月1回） 部長会

志木市くらしの会 会長 木下 里美	〒353-0002 志木市中宗岡 1-1-1 志木市市民生活部地域振興課 TEL048-473-1111 FAX 048-474-4462
【活動】 ①消費生活セミナー「はじめよう！スマートフォン」「衣・食・住まるごとシンプルライフ」②県外視察研修 山梨県立美術館 根津記念館 ③子ども消費者教室 清涼飲料水の糖度測定、他 ④第26回志木市消費生活展 環境に優しく ⑤新年会 ⑥料理講習会 ⑦地産地消 アグリシッピしき推進事業に協力	
【行政の審議会等の参加】 志木市社会福祉協議会評議員、志木市環境推進委員会	【広報】会報(年3回) 【会員数】61人 【設立】1973年 【運営】定例会(月1回)、定期総会(年1回)

白岡市くらしの会 会長 川嶋 ヒロ子	〒349-0127 白岡市千駄野 1335-14 TEL・FAX 0480-92-2734
【活動】 ①総会、役員定例会、役員臨時会議 ②市長との対話集会、消費生活セミナー（市との共催）悪質商法被害防止の啓発 ③1日教室⇒料理教室（講演含む）、視察研修、健康体操 ④埼玉県消費者大会、白岡まつり（今年は知事選と重なったために中止）ふるさと祭り（啓発）、 わんぱく笑店街（悪質被害啓発含む）、花いっぱい運動、白岡市支部社協事業協力（6支部）	
【行政の審議会等の参加】 蓮田・白岡衛生組合協議会、高齢者虐待委員、白岡市特産推進委員会 中心市街地活性化推進委員会、白岡市コミュニティ協議会、社会福祉評 議委員会	【広報】なし 【会員数】76人 【設立】1969年 【運営】総会（年1回） 役員会（月1回）

越谷市消費生活研究会 会長 中村千代子	〒343-0026 越谷市北越谷 2-26-23 TEL048-975-8302 FAX 左同
【活動】 ①定期総会、②越谷市環境推進市民会議通常総会、③埼玉消費者被害をなくす会総会、④第50 回埼玉県消費者大会県懇談会、⑤行政相談懇談会、⑥自治体、消費者団体連絡会団体との懇談 会、⑦消費者団体交流会、⑧日本チェーンストア協会との懇談会、⑨越谷市民まつり、⑩農林 水産省消費者の部屋訪問研修	
【行政の審議会等の参加】 越谷市消費者保護委員会 越谷市消費生活センター運営委員会 越谷市商工対策委員会 越谷市市民まつり実行委員会 越谷市環境推進市民会議	【広報】なし 【会員数】10人 【設立】1979年 【運営】役員会（年6回）

所沢市消費者団体連絡会 会長 河村フクエ	〒359-0033 所沢市こぶし町 6-2 TEL・FAX 04-2998-4165
【活動】 ①総会および記念講演会「貴方に忍び寄る認知症」 ②第32回消費生活展「だます側のテクニックを知ろう」「落語で学ぶ、うまい話にご用心」 ③消費者月間キャンペーン協力 ④施設見学（昭和電工プラスチックケミカルリサイクル工場） ⑤所沢地区消費者生活講演会（葬祭費用の落とし穴とエンディングノートの書き方）	
【行政の審議会等の参加】 所沢地区消費者団体懇談会 所沢市生涯学習を進める市民会議 所沢市廃棄物減量等推進協議会	【広報】なし 【会員数】4団体 【設立】1985年 【運営】定例会（月1回） 総会、消費生活展

埼玉県西部地区消費者団体 活動推進世話人会 代表世話人 星川一恵	〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 TEL 049-249-4751 FAX 049-247-1091
【活動】 ①定例会（毎月第2金曜日）、②視察研修（会場：独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 7月）、③東京電力川越支社との意見交換会（8月）、④県内消費者団体地区別交流会（西部）に参加（1月）、⑤消費者団体 交流講演会（2月）各団体のパネル展示、発表、講演会「これからの日本経済の読み方暮らし方」講師：慶應義塾大学 経済学部教授 金子 勝 氏	
【行政の審議会等の参加】 なし	【会員数】 11 団体 【設 立】 1984 年 9 月 【運 営】 定例会(月1回)

桶川市くらしの会 会長 藤本悦子	〒363-0028 埼玉県桶川市下日出谷西 2-10-6 TEL 048-786-1404 FAX
【活動】 ①桶川市消費生活展参加テーマ「食品ロス」、②くらしのワンポイント（桶川市広報掲載）年間3回（発酵食品・振込詐欺・納豆の効果）、③県内消費者団体交流会参加、④桶川市市民活動サポートセンター、オープニングセレモニー参加、⑤埼玉県消費者被害防止サポーターフォロー講座参加、⑥道の駅おけがわワーキング参加、⑦桶川市市民活動サポートセンター登録団体交流会参加、⑧その他、各種講座、講演会、講習会参加	
【行政の審議会等の参加】 なし	【広 報】 【会員数】 5 人 【設 立】 1985 年 4 月 【運 営】 定例会（月1回）

平成 27 年度埼玉県内の市町村における消費生活関連事業調査結果報告

2015 年 9 月 25 日

ダイジェスト版

第 51 回埼玉県消費者大会実行委員会
埼玉県消費者団体連絡会

1. 調査の目的・概要

- (1) 1999 年から開始した県内市町村消費者行政調査は、今年 17 回目の取り組みです。
- (2) 今回の調査の設問設定に当たっては、昨年整理した、基盤である「体制・制度」と 4 つの段階「相談受付」「苦情の解決」「被害防止」「消費者教育」の到達点が浮かび上がるような設問を踏襲しています。

2. 調査概要

実施期間：調査票配布 2015 年 6 月 調査票回収 2015 年 7 月～8 月
 調査対象：県内 63 市町村の消費者行政担当窓口
 調査方法：63 市町村消費者行政担当部署に事務局より調査票を郵送およびメールにて調査協力の依頼をしました。

回収結果：63 市町村（40 市 23 町村）全てより回答を得ました（100%回収）。

2014 年度（平成 26 年度）の決算数値が時期的に間に合わない市町村は予算数値を使用しています。

3. 調査のまとめ

≪基盤である「体制・制度」≫

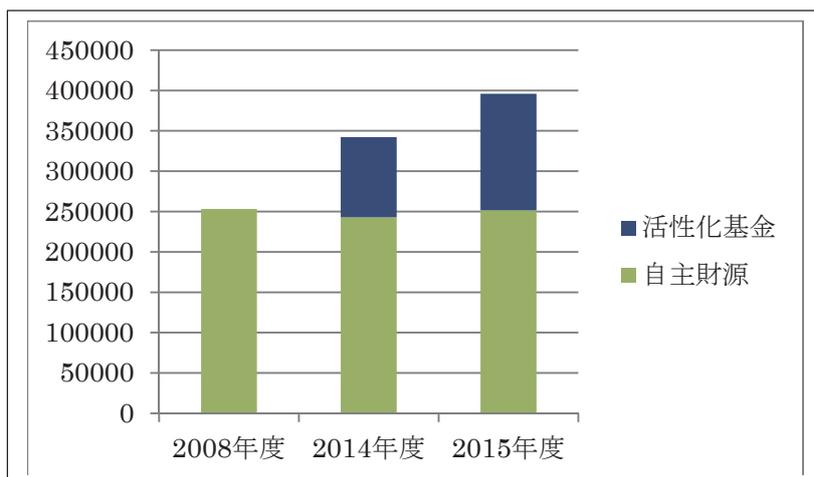
- (1) 「消費者行政担当職員の配置と資質向上」の視点で担当職員の「専任・兼任」については、専任を置く自治体は昨年より 2 つ増えて 10 自治体になり、2 年連続で増加しているものの、2000 年頃の水準には至っていません。
 人数で見ると「専任」は昨年より 2 人増加し 33 人となっています。「兼務」は、昨年より 6 人減少し 167 人となっています。



別紙 1

(2) 財源確保として「消費者行政関連予算（決算）額」「活性化基金予算（決算）額」

（単位＝千円）	消費者行政関連予算	自主財源	活性化基金
2008 年度（H20）①	2 億 5318 万円	2 億 5318 万円	0
2014 年度（H26）②	3 億 4213 万円	2 億 4299 万円	9914 万円
2015 年度（H27）③	3 億 9593 万円	2 億 5152 万円	1 億 4441 万円
③の①との比較	+1 億 4275 万円 (156.4%)	-166 万円 (99.3%)	+1 億 4441 万円
③の②との比較	+5380 万円 (115.7%)	+853 万円 (103.5%)	+4527 万円 (145.7%)



別紙 1

活性化基金は、2015年度から交付金になっています。

消費者行政関連予算額トータルは、活性化基金が始まる前年の 2008 年度との比較、前年比較でも増えています。

自主財源は、ほぼ増減がなく、活性化基金で増加分をカバーしています。活性化基金は前年比較では 145.7% と大幅に増えています。

- (4) 市町村ごとの「一般会計予算」「消費者行政関連予算」「活性化基金」の 2014 年度 (H26 年度) 対比と 2008 年度 (H20 年度) 対比は、別紙 1 のとおりとなっています。ただし、2008 年度は、活性化基金はありませんでした。

《第 1 段階「相談受付」》

- (1) 住民に身近な市町村に相談窓口の設置

- ① 相談日数・受付時間は昨年と大きな変化はありません (埼玉県ホームページから)。
- ② 相談員勤務ののべ時間数は一週間当たり 2212 時間で昨年より 77 時間 (103.6%) 増えています。
- ③ 相談員人件費は、年間 2 億 3569 万円で昨年の 2 億 3072 万円と比べると 496 万円 (102.1%) 増えています。
- ④ 市町村ごとの「相談員人件費」の 2014 年度 (H26 年度) 対比と 2008 年度 (H20 年度) 対比は、別紙 1 のとおりとなっています。

《第 2 段階「苦情の解決」》

- (1) 資格を有する相談員の配置は、相談員 166 人中、163 人 (98.2%) とほぼ全員が資格保有者で構成されています。(資格保有者とは、「消費生活専門相談員資格」「消費生活アドバイザー資格」「消費生活コンサルタント資格」の保有者です。)
- (2) 相談件数の内訳は、以下のようになっています。

	相談件数	内訳				
		あっせん	紹介	助言	情報提供	その他
2014 年度 (H26) ①	34,417	3,423 (9.9%)	1,007 (2.9%)	22,694 (65.9%)	5,897 (17.1%)	1,257 (3.7%)
2013 年度 (H25) ②	33,582	3,484 (10.4%)	987 (2.9%)	21,972 (65.4%)	5,902 (17.6%)	1,186 (3.5%)
① - ②	+835	-61	+20	+722	-5	+71

相談件数は、全体では前年比で 2.5% 増 (835 件増) の 34,417 件となっています。

内訳を見ると、多くの消費者が望む「あっせん」の相談件数に占める比率は、市町村ごと

に30%台から一桁まで大きな開きがあります。 別紙-2

《第3段階「被害防止」》

(1) 消費者教育（講師派遣も含め）の対象者とのべ開催回数と参加人数は、一般を対象に41自治体、若者（中・高・大学生）対象に16自治体、高齢者対象に37自治体、その他対象に11自治体で、のべ606回（昨年差+70回）、のべ2万9621人（同+4383人）が参加して行われています。

(2) 出前講座の実施状況は以下のようになっています。

	63自治体 (100%)	40市 (100%)	23町村 (100%)
実施している	48自治体 (76.2%)	37市 (92.5%)	12町村 (52.2%)
実施していない	15自治体 (23.8%)	3市 (7.5%)	11町村 (47.8%)

全体では、約4分の3の自治体で実施しています。市では9割が実施、町村では約5割が実施しています。講師は、職員が24自治体、相談員が38自治体で担っています。職員と相談員以外の講師派遣は13自治体あります。

(3) 消費者安全法の一部改正を受けての取り組みについて

「消費者安全確保地域協議会」の設置は、「既に設置」は0自治体、「現在準備中」は2自治体です。

地域で活躍する「消費生活協力団体」の育成・確保は、4自治体が4団体に既に委嘱しています。また、「現在準備中」が1自治体です。

地域で活躍する「消費生活協力員」の育成・確保は、1自治体が63人に既に委嘱しています。また、「現在準備中」が1自治体です。

《第4段階「消費者教育」》

(1) 民間関係者との連携も含めた地域社会での消費者教育推進は、以下のようになっています。

		自治体数	(%)
消費者教育推進計画の策定についての具体的な計画	ある（検討中含め）	3	4.8
	ない	60	95.2
消費者教育を推進するための協議会を設置する考え	ある（検討中含め）	8	12.3
	ない	55	87.3
学校での消費者教育実施等について、教育委員会と連携しての消費者行政側（職員、相談員、弁護士、司法書士、消費者団体等）からの講師派遣	ある	15	25.4
	ない	48	73.0

(2) 埼玉県の消費者被害防止サポーター（約200人）について

		自治体数	(%)
自治体に在住している消費者被害防止サポーターの人数の把握	把握している（把握人数）	25 (107人)	39.7
	把握していない	38	60.3
消費者被害防止サポーターのフォローアップ研修への参加状況の把握	把握している（把握人数）	5 (12人)	7.9
	把握していない	58	82.1
自治体として消費者被害防止サポーターの活躍の場を提供・紹介する取り組み	ある	7	11.1
	ない	56	88.9

以上

	2014年度(H26年度)対比						2008年度(H20年度)対比					
	職員 専任 増減 (人)	職員 兼任 増減 (人)	一般予算 (%)	消費者行政 関連予算 (%)	活性化基金 (%)	相談員人件 費 (%)	職員 専任 増減 (人)	職員 兼任 増減 (人)	一般予算 (%)	消費者行政 関連予算 (%)	相談員人件 費 (%)	
川越市	-1	0	101.8%	52.7%	111.2%	111.0%	-1	0	110.3%	47.0%	106.3%	
熊谷市	0	0	101.2%	107.3%	107.2%	107.9%	-2	4	114.5%	140.6%	113.3%	
川口市	0	-2	99.8%	211.1%	2207.8%	112.7%	0	-4	137.5%	267.1%	99.0%	
さいたま市	1	0	98.1%	120.5%	15.8%	102.4%	1	0	116.8%	141.5%	168.7%	
行田市	0	3	94.6%	109.7%	119.0%	103.2%	0	2	108.6%	284.4%	301.1%	
秩父市	0	0	50.2%	135.4%	151.1%	148.6%	0	1	47.8%	393.9%	157.4%	
所沢市	0	0	95.2%	94.7%	41.1%	102.6%	-1	0	113.6%	108.3%	99.5%	
飯能市	0	0	105.9%	100.8%	177.3%	110.5%	0	0	120.8%	61.6%	120.5%	
加須市	0	0	100.2%	104.7%	110.8%	104.3%	0	-5	212.7%	176.2%	115.9%	
本庄市	0	0	93.9%	267.0%	358.1%	141.7%	0	0	113.7%	547.0%	244.6%	
東松山市	0	0	99.3%	109.1%	112.7%	104.1%	1	-1	120.6%	228.1%	196.9%	
春日部市	0	0	108.6%	265.8%	#DIV/0!	129.2%	0	1	125.1%	184.0%	168.0%	
狭山市	0	0	98.1%	93.1%	116.1%	105.0%	1	0	107.3%	104.6%	131.4%	
羽生市	0	0	98.6%	97.2%	93.4%	91.1%	0	0	116.4%	241.6%	227.0%	
鴻巣市	0	0	93.7%	101.3%	106.2%	98.6%	2	-6	115.9%	346.8%	187.2%	
深谷市	0	-3	86.9%	118.8%	104.5%	99.5%	0	-2	110.6%	178.5%	135.4%	
上尾市	0	0	105.0%	110.1%	110.9%	101.0%	1	0	119.9%	183.1%	146.7%	
草加市	0	-2	107.1%	112.4%	185.0%	103.5%	0	0	114.9%	149.8%	125.9%	
越谷市	0	0	99.6%	152.0%	570.9%	104.7%	0	-3	121.0%	153.0%	113.0%	
蕨市	0	0	103.4%	115.2%	214.8%	101.1%	-4	3	122.4%	128.4%	104.5%	
戸田市	0	-2	95.1%	135.2%	213.5%	139.6%	0	0	122.4%	133.4%	133.7%	
入間市	0	0	102.6%	108.2%	101.3%	105.6%	-2	4	112.2%	113.1%	103.7%	
朝霞市	0	0	100.7%	102.0%	100.8%	101.0%	-2	1	109.0%	152.8%	205.3%	
志木市	0	-1	100.0%	104.0%	110.6%	98.7%	0	0	126.2%	108.0%	100.4%	
和光市	0	1	114.3%	112.6%	120.6%	105.6%	-2	6	121.2%	144.7%	98.6%	
新座市	0	0	87.7%	105.1%	108.2%	102.1%	0	0	119.1%	305.1%	229.6%	
桶川市	0	0	99.0%	99.3%	90.2%	110.3%	0	-1	119.3%	221.5%	211.4%	
久喜市	0	0	110.6%	79.6%	100.4%	99.6%	0	-8	132.6%	85.3%	111.1%	
北本市	0	1	91.9%	110.2%	111.0%	102.8%	0	2	118.4%	480.6%	414.8%	
八潮市	0	-1	97.7%	134.2%	181.0%	123.8%	0	0	122.2%	165.0%	136.4%	
富士見市	0	0	100.0%	130.5%	#DIV/0!	116.6%	0	0	122.0%	156.2%	120.6%	
ふじみ野市	0	0	99.2%	113.0%	104.0%	105.0%	-1	2	129.9%	144.9%	147.9%	
三郷市	0	0	103.6%	186.6%	517.0%	99.3%	0	1	142.9%	199.6%	84.2%	
蓮田市	0	0	103.1%	142.9%	191.7%	103.2%	0	-1	130.9%	286.9%	191.0%	
坂戸市	0	2	110.2%	138.1%	#DIV/0!	98.2%	0	4	118.7%	129.3%	110.3%	
幸手市	0	0	95.7%	135.0%	182.6%	103.0%	0	-1	125.3%	311.6%	143.2%	
鶴ヶ島市	0	-1	95.8%	114.3%	100.3%	115.8%	0	-2	109.8%	237.8%	216.4%	
日高市	0	-2	101.2%	114.3%	128.7%	108.7%	-2	-2	132.1%	186.1%	134.9%	
吉川市	0	0	99.0%	158.6%	186.0%	112.4%	0	0	134.3%	432.5%	205.7%	
白岡市	1	-2	101.5%	134.9%	146.7%	143.4%	1	-1	121.1%	457.6%	464.8%	
伊奈町	0	-2	101.2%	206.5%	259.1%	168.3%	0	-2	124.1%	374.6%	396.8%	
三芳町	0	0	82.9%	92.4%	94.5%	99.0%	-1	1	115.8%	499.4%	197.5%	
毛呂山町	0	1	108.2%	177.2%	#DIV/0!	100.0%	-2	4	104.8%	182.0%	101.1%	
越生町	0	2	101.3%	89.7%	80.5%	109.9%	0	3	115.2%	208.6%	254.2%	
滑川町	0	0	103.6%	106.6%	#DIV/0!	#DIV/0!	0	2	103.3%	5785.7%	#DIV/0!	
嵐山町	0	0	89.3%	99.1%	99.0%	103.5%	0	3	101.2%	52.1%	245.4%	
小川町	0	0	85.8%	99.8%	100.0%	99.0%	0	-2	108.9%	123.1%	185.5%	
ときがわ町	0	0	99.4%	101.5%	102.0%	100.3%	0	-1	99.4%	184.9%	127.3%	
川島町	0	0	111.5%	103.8%	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	127.2%	1031.3%	0.0%	
吉見町	0	0	96.3%	107.1%	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	100.6%	191.2%	0.0%	
鳩山町	0	0	86.2%	114.6%	114.6%	200.0%	0	0	103.3%	236.2%	212.5%	
横瀬町	0	0	88.5%	94.5%	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	125.7%	118.6%	#DIV/0!	
皆野町	0	0	99.2%	98.7%	#DIV/0!	#DIV/0!	0	1	94.0%	112.1%	0.0%	
長瀬町	0	0	96.4%	100.9%	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	117.2%	116.8%	#DIV/0!	
小鹿野町	0	0	91.7%	143.3%	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	122.6%	114.3%	#DIV/0!	
東秩父村	0	1	91.4%	100.6%	117.1%	111.8%	0	1	109.7%	17700.0%	#DIV/0!	
美里町	0	1	94.9%	198.9%	198.9%	#DIV/0!	0	2	118.4%	195.7%	0.0%	
神川町	0	1	90.8%	111.0%	111.0%	#DIV/0!	0	-1	104.4%	207.7%	0.0%	
上里町	1	0	102.2%	100.1%	101.1%	100.0%	1	0	142.0%	295.6%	216.0%	
寄居町	0	0	106.0%	105.7%	107.7%	101.6%	0	0	128.0%	496.8%	332.2%	
宮代町	0	0	96.6%	103.5%	111.2%	102.2%	0	1	115.7%	443.4%	300.0%	
杉戸町	0	-1	105.3%	121.2%	131.9%	107.3%	0	-2	115.6%	142.9%	475.0%	
松伏町	0	0	99.9%	101.3%	99.6%	100.5%	0	3	113.9%	1252.6%	783.1%	
	2	-6	98.8%	115.9%	145.7%	107.0%	-13	7	119.0%	156.6%	146.3%	

上表の#DIV/0!の表記は、比較対象の数値が「0」の場合です。

2008年度(H20年度)数値について

・相談員人件費は予算数値です。

・市町村合併の関係で、川口市に鳩ヶ谷市含む。加須市に騎西・北川辺・大利根の3町含む。

内訳比率ランキング

別紙2

あっせん		
人口	自治体名	(%)
37,570	毛呂山町	32.1%
11,811	越生町	30.4%
44,107	伊奈町	28.8%
33,754	宮代町	26.5%
86,264	八潮市	21.4%
18,264	嵐山町	20.7%
30,576	上里町	20.1%
54,933	羽生市	18.7%
69,491	吉川市	17.5%
67,022	北本市	17.3%
162,397	新座市	16.8%
62,176	蓮田市	15.6%
20,874	ときがわ町	15.6%
63,374	秩父市	15.1%
71,952	蕨市	14.8%
79,443	本庄市	14.7%
134,817	朝霞市	14.3%
45,468	杉戸町	13.3%
151,997	久喜市	12.7%
199,330	熊谷市	12.4%
72,190	志木市	12.2%
73,817	桶川市	12.0%
30,881	小川町	11.9%
334,593	越谷市	11.9%
117,934	鴻巣市	11.8%
101,728	坂戸市	11.0%
82,917	和光市	10.9%
81,184	飯能市	10.9%
8,481	横瀬町	10.5%
135,779	三郷市	10.5%
51,263	白岡市	10.4%
142,270	深谷市	10.0%
90,153	東松山市	9.9%
30,083	松伏町	9.8%
33,996	寄居町	9.7%
1,257,840	さいたま市	9.7%
111,975	加須市	9.3%
56,808	日高市	9.1%
111,209	ふじみ野市	9.0%
246,414	草加市	8.7%
70,278	鶴ヶ島市	8.6%
82,277	行田市	8.6%
350,192	川越市	8.4%
148,575	入間市	8.4%
109,163	富士見市	7.8%
132,895	戸田市	7.7%
233,600	春日部市	7.2%
52,439	幸手市	7.0%
152,231	狭山市	6.9%
224,912	上尾市	6.5%
342,690	所沢市	5.7%
38,333	三芳町	5.6%
574,112	川口市	4.8%
14,269	吉見町	0.0%
11,454	鳩山町	0.0%
2,979	東秩父村	0.0%
18,142	滑川町	
19,704	川島町	
10,077	皆野町	
7,403	長瀬町	
12,207	小鹿野町	
11,365	美里町	
13,854	神川町	
平均		9.9%

紹介	
自治体名	(%)
宮代町	14.7%
吉川市	7.2%
白岡市	5.6%
越谷市	5.0%
川口市	4.9%
小川町	4.6%
戸田市	4.2%
さいたま市	4.2%
富士見市	4.1%
鶴ヶ島市	3.6%
春日部市	3.5%
嵐山町	3.4%
日高市	3.3%
朝霞市	3.2%
三芳町	3.2%
八潮市	3.0%
草加市	2.9%
狭山市	2.8%
入間市	2.7%
桶川市	2.6%
蕨市	2.2%
北本市	2.2%
行田市	2.1%
蓮田市	2.0%
上尾市	1.9%
三郷市	1.9%
飯能市	1.8%
所沢市	1.8%
寄居町	1.8%
東松山市	1.7%
本庄市	1.6%
松伏町	1.5%
鴻巣市	1.4%
幸手市	1.3%
志木市	1.2%
新座市	1.2%
久喜市	1.1%
川越市	1.1%
坂戸市	1.0%
和光市	0.7%
ふじみ野市	0.6%
羽生市	0.5%
秩父市	0.2%
熊谷市	0.0%
加須市	0.0%
深谷市	0.0%
伊奈町	0.0%
毛呂山町	0.0%
越生町	0.0%
ときがわ町	0.0%
吉見町	0.0%
鳩山町	0.0%
横瀬町	0.0%
東秩父村	0.0%
上里町	0.0%
杉戸町	0.0%
滑川町	
川島町	
皆野町	
長瀬町	
小鹿野町	
美里町	
神川町	
平均	2.9%

助言	
自治体名	(%)
三芳町	87.2%
横瀬町	84.2%
入間市	82.5%
所沢市	81.0%
狭山市	79.6%
飯能市	77.6%
さいたま市	75.5%
富士見市	74.0%
熊谷市	72.6%
寄居町	72.6%
吉川市	71.6%
川越市	71.4%
秩父市	71.0%
上尾市	70.9%
蕨市	69.6%
杉戸町	68.0%
坂戸市	67.9%
ふじみ野市	66.1%
羽生市	66.0%
蓮田市	64.1%
日高市	63.6%
川口市	63.3%
志木市	63.0%
加須市	62.2%
行田市	62.0%
幸手市	61.8%
春日部市	61.7%
上里町	59.7%
深谷市	59.4%
嵐山町	58.6%
ときがわ町	57.8%
久喜市	56.9%
鶴ヶ島市	56.5%
越生町	56.5%
越谷市	55.4%
新座市	55.0%
松伏町	54.5%
三郷市	54.4%
本庄市	53.9%
白岡市	53.5%
和光市	52.0%
伊奈町	51.3%
東松山市	49.0%
草加市	48.5%
朝霞市	47.5%
宮代町	47.1%
小川町	46.8%
毛呂山町	46.4%
八潮市	43.4%
鴻巣市	39.7%
戸田市	37.8%
北本市	33.8%
桶川市	12.0%
吉見町	0.0%
鳩山町	0.0%
東秩父村	0.0%
滑川町	
川島町	
皆野町	
長瀬町	
小鹿野町	
美里町	
神川町	
平均	65.9%

情報提供	
自治体名	(%)
東秩父村	100.0%
桶川市	73.0%
戸田市	49.8%
鴻巣市	40.8%
草加市	38.6%
北本市	37.9%
東松山市	35.0%
松伏町	31.8%
和光市	31.6%
小川町	30.3%
幸手市	29.9%
鶴ヶ島市	29.7%
朝霞市	27.4%
八潮市	27.4%
三郷市	27.1%
久喜市	26.2%
加須市	26.0%
行田市	24.8%
越谷市	24.7%
川口市	24.4%
春日部市	23.4%
深谷市	23.1%
本庄市	20.9%
白岡市	20.8%
志木市	20.3%
伊奈町	20.0%
ときがわ町	20.0%
上尾市	18.7%
杉戸町	18.7%
新座市	18.4%
坂戸市	18.1%
嵐山町	17.2%
ふじみ野市	16.9%
蓮田市	16.8%
日高市	16.3%
川越市	15.2%
上里町	14.2%
蕨市	13.3%
熊谷市	11.9%
富士見市	11.2%
寄居町	10.6%
宮代町	10.3%
羽生市	9.6%
越生町	8.7%
秩父市	8.0%
飯能市	7.6%
さいたま市	7.5%
狭山市	7.4%
所沢市	6.1%
入間市	3.9%
吉川市	3.6%
三芳町	2.4%
毛呂山町	0.0%
吉見町	0.0%
鳩山町	0.0%
横瀬町	0.0%
滑川町	
川島町	
皆野町	
長瀬町	
小鹿野町	
美里町	
神川町	
平均	17.1%

その他	
自治体名	(%)
毛呂山町	21.4%
宮代町	11.8%
本庄市	8.9%
北本市	8.8%
新座市	8.7%
日高市	7.7%
朝霞市	7.5%
深谷市	7.4%
ふじみ野市	7.4%
白岡市	6.9%
ときがわ町	6.7%
小川町	6.4%
鴻巣市	6.3%
三郷市	6.2%
上里町	6.0%
秩父市	5.7%
所沢市	5.3%
寄居町	5.3%
羽生市	5.3%
横瀬町	5.3%
和光市	4.8%
八潮市	4.8%
越生町	4.3%
東松山市	4.3%
春日部市	4.3%
川越市	3.8%
狭山市	3.4%
志木市	3.3%
さいたま市	3.1%
久喜市	3.1%
熊谷市	3.1%
越谷市	3.0%
富士見市	2.8%
川口市	2.6%
加須市	2.5%
行田市	2.5%
入間市	2.4%
松伏町	2.3%
坂戸市	2.1%
飯能市	2.1%
上尾市	2.0%
三芳町	1.6%
蓮田市	1.6%
鶴ヶ島市	1.5%
草加市	1.3%
戸田市	0.6%
桶川市	0.4%
蕨市	0.0%
幸手市	0.0%
吉川市	0.0%
伊奈町	0.0%
嵐山町	0.0%
吉見町	0.0%
鳩山町	0.0%
東秩父村	0.0%
杉戸町	0.0%
滑川町	
川島町	
皆野町	
長瀬町	
小鹿野町	
美里町	
神川町	
平均	3.7%

あっせん：相談者と事業者との間に入り、その事案の解決が得られるようにあっせん交渉する。
 紹介：都道府県の消費生活センターや弁護士会・司法書士会などの他機関を紹介する
 助言：助言はするが、事業者との交渉は相談者（消費者）本人がおこなう

参考	埼玉県 10.8%	埼玉県 1.6%	埼玉県 68.0%	埼玉県 16.0%	埼玉県 3.5%
----	-----------	----------	-----------	-----------	----------

埼玉県数値は、「平成26年度 埼玉県消費生活相談年報」より。

コープデリの夕食宅配

co-op
コープネット

手作りのおいしさ、 お届けします

「お試しのつもりで頼みましたが、野菜が多いのに
ビックリ! バランスも良く、これなら
続けられそうです。」



ご利用者
受付中

お気軽に
お電話ください!

<調理例>
※ 写真の献立・盛り付けは
一例です。

品数が多くて、
日替わりの
メニュー
楽しみだね。



出産が近くて
買い物も料理も
大変な時期だから、
ほんとに助かるわ。



毎日仕事で遅いから、
すぐ食べられる
のがうれしい!



離れて暮らしている
家族の食事にも
安心だね。



<お申し込み・お問い合わせは、コープデリの夕食宅配受付センターへ>



コープ に ハイ ロー
0120-502-160

【受付】月曜日～金曜日 9時～19時30分

※ お電話をおかけになる際は、電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようご注意ください。
※ 一部お届けできない地域があります。

co-opdeli
生協の宅配コープデリ

コープデリの夕食宅配 検索

co-op
コープネット

コープみらい

食卓を笑顔に、地域を豊かに。



今年も開催します!

コープみらいフェスタ

in スーパーアリーナ

11/3 火・祝

【時間】10時～16時

【会場】さいたまスーパーアリーナ

同時開催

- ・医療生協さいたま健康フェスタ
- ・さいたまTHE(地)スイーツフェア
- ・国際フェア2015

コープみらいの
マスコットキャラクター

「ほぺたん」



生活協同組合コープみらい <http://mirai.coopnet.or.jp>



嫁にいつた娘がとキジとキ、
帰って来ては、自分の育った
家と懐かしみ、あちこち
部屋をみて廻る。
「お父さん元気」「ごらん」
思い出の残る
大切な住まい。

広告を良く見て聴いて確かめて



Yal
京島 2-20 . 二軒長屋

公益社団法人 首都圏不動産公正取引協議会

〒102-0083 東京都千代田区麹町1丁目3番 ニッセイ半蔵門ビル3階
☎03-3261-3811

ホームページ：<http://www.sfkoutori.or.jp>



LPガスのこと、 お気軽にご相談ください。

安全性は怎なの？

LPガスには
どういふ特徴が
あるの？

ガス器具の
交換はどうしたら
いいの？

環境に
やさしいって
本当？

災害時に
強いって
本当なの？

全国どこでも
使えるの？



きっと満足!!
ご相談受付中!

埼玉県LPガスお客様相談センター

フリー
ダイヤル **0120-41-9640**

○ご相談タイム/午前9:00～午後5:00(土・日・祝日は休業させていただきます)

LPガスは、強い火力で料理にうれしい。

LPガスの発熱量は24,000Kcal、強い火力が大きな魅力。火力が強いエネルギーなので料理のプロたちも好んでLPガス愛用。LPガスを使った料理はとてもおいしく出来上がると言われています。キッチンに立つ奥様の強い味方です。

しかも、環境にやさしい、災害にも強い。

しかも、LPガスは、各家庭へ容器によって供給。どんな場所でも簡単に設置できます。定期的にご家庭に伺い、配送・点検しますので、安全・安心さも格別。環境にやさしい、万一の災害時にも強いなど、たくさんの魅力を備えたLPガス。この機会に、ご検討されてみてはいかがでしょうか。

やっぱり、LPガスがいいね。



一般社団法人 埼玉県LPガス協会内

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-2-1-410
エイベックスタワー浦和 オフィス東館4F

医療生協さいたま生活協同組合 看護職員募集中



「地域とともに産み・育み・看とる」を理念に、
Health Promoting Hospitals & Health Services (HPH)
をめざしています！

新卒者・経験者募集中 看護奨学生 受付中

埼玉協同病院 埼玉西協同病院 熊谷生協病院 秩父生協病院

埼玉県内12か所 訪問看護ステーション

お問い合わせは 医療生協さいたま 本部 保健看護部

TEL: 048-294-6111(代)

メール: kangakusei@mcp-saitama.or.jp

pal*system

安全・安心・おいしさを
お届けします。

パルシステムのお米や青果は、
つくる人の顔が見える産直品。

「安全」「安心」「おいしさ」を、
ご自宅までお届けします！



生活協同組合
パルシステム埼玉

サンプルカタログを差し上げます。
お気軽にお問い合わせください。

TEL 0120-860-678

受付 月～金 AM 9:00 ~ PM 8:00



あんしん
創造バンク
中央ろうきん

〈ろうきん〉は、
はたらく皆さまのための金融機関。
様々な商品・サービスを通じて、
皆さまの夢や暮らしを応援します。



〈中央ろうきん〉の
基本姿勢

働く人の
豊かな暮らしを
応援します。

はたらく仲間の
金融機関です。

〈ろうきん〉は、はたらく仲間が助け合うためにつくられた協同組織の金融機関。はたらく人たちの暮らしを支え、快適な社会づくりに寄与することを目的としています。

非営利・公平・民主的
運営の金融機関です。

〈ろうきん〉は営利を目的とせず、公平・民主的に運営されています。「安心・安全・健全」をモットーに、皆さまに選ばれる金融機関を目指しています。

生活者本位の
金融機関です。

〈ろうきん〉は、はたらく人たちがあらかじめ預かりた資金を、住宅・結婚・教育資金など、はたらく人たちの生活を守り、より豊かにするために役立てています。

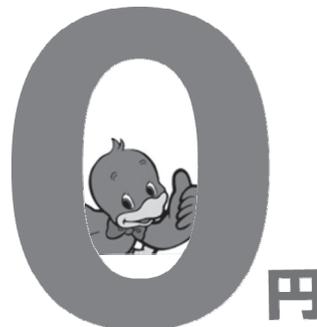


ご存知
ですか?

ろうきんの普通預金口座なら…

ATMの引出し
手数料負担が

銀行、コンビニ等を利用して
かかった手数料は誰でも
即時全額キャッシュバック



※一部取り扱いできないコンビニエンスストアもございます。

●〈中央ろうきん〉のキャッシュカードで、ゆうちょ銀行、銀行、コンビニ等のATM・CDを利用してお引出した場合、(セブン銀行ATMで19:00以降翌日7:00までにお引出した場合)は、所定の利用手数料がかかりますが、この手数料を即時にお客様の〈中央ろうきん〉ご利用口座へお戻しします。●貯蓄預金口座のお引出し・マイプランのお引出しも対象となります。●キャッシュバックは、お引出し手数料の全てが対象となります。●詳しくは〈中央ろうきん〉ホームページをご覧ください。●2015年8月1日現在

●お問い合わせ先 〈中央労働金庫〉埼玉県本部 TEL:(048)-836-5511

手頃な掛金で、火災、地震、風水害、雪害など幅広くカバー

全労済の 住まいる共済

新火災共済・新自然災害共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済



掛金がお手頃な
「マンション専用プラン」を新設しました！



地震保障をさらに充実。
大規模半壊時の保障を手厚くしました！

※新自然災害共済における損害認定区分



3つの特約を新設。さらに
幅広い安心をご提供します！

・個人賠償責任共済・類焼損害保障特約・盗難保障特約



ZENROSAI NEWS

新しい住まいの保障、
新登場。

非営利だから、できる保障がある。

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいで各都道府県生協の組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

全労済埼玉県本部 (埼玉県労働者共済生活協同組合)

☎048-822-0631

1115B018

まかせて安心 確かな技術

あなたのまちの 電気の安全を見守りつづけます



1. ご家庭や商店等の電気設備の安全調査などを定期的に行っています。
2. ビルや工場などのお客さまから委託を受けて電気設備の点検を行っています。
3. チラシ・パンフレット・講習会やテレビなどで電気安全知識のPRを行っています。



関東電気保安協会 埼玉事業本部

さいたま市中央区上落合 4-10-6

TEL048-856-3051 <http://www.kdh.or.jp>

県内事業所 さいたま/熊谷/越谷/川越/久喜

広告



ホテル
まち・ひと・ところをつなぐ宿



 パレスホテル大宮

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5

TEL.048-647-3300

◆お得なプランやフェアなど、詳しい情報は下記で検索！

パレスホテル大宮

検索

<http://www.palace-omiya.co.jp>

— 埼玉県農林業振興と米産直の —

(農) 埼玉産直ネットワーク協会



〒347-0006

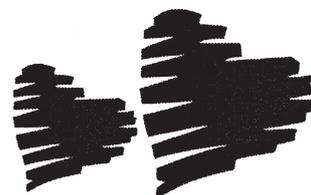
埼玉県加須市上三俣 1745-1

TEL0480-44-8167 Fax 0480-44-8168

代表理事 塚田 静男



- カタログ
- チラシ
- ハガキ
- 名刺
- 社内報
- 文集
- 帳票類
- 同人誌
- 自費出版



双信舎印刷

さいたま市浦和区瀬ヶ崎2-16-10

TEL.048-886-5556 FAX.048-881-0975 mail : sosinsya@f5.dion.ne.jp

住まい
専門の
生協

さいたま住宅生協を
ご活用ください

新築工事

長寿命・自然素材の家

リフォーム

住む人の想いを“形”にします

外壁塗装

住まいを長持ちさせる

白アリ消毒

住まいの土台から守る

耐震診断補強工事

予測不能な地震に備える

あなたの住まいのホームドクター



住宅専門の **CO-OP**

さいたま住宅生活協同組合



0120-502-817

県知事認可 庁330-0062 さいたま市浦和区仲町2-10-12
432号 <http://www.houscoop.or.jp/>

主催 第 51 回埼玉県消費者大会実行委員会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

埼玉県生協連内

TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973